

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成30年3月8日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成30年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成30年3月8日(木) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(板倉 香君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(板倉 香君) 初めに、4番甲斐徳之助君。

[4番甲斐徳之助君登壇]

○4番(甲斐徳之助君) 皆様、おはようございます。雄徳クラブで活動しております甲斐徳之助です。

引き続き市民の皆様の声が届けること、そして正確な情報が知りたいとの声にあわせ活動しております。本日はよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問をいたします。

全体で、大きく分けて2項目の質問をいたします。

まず、市内活性化に向けた観光戦略についての質問です。

前定例会におきましても、このテーマを取り上げさせていただいておりますが、定例会終了後、社会情勢の動きがまた変化が出てきておりますので、本定例会でも改めて質問させていただきます。

今国策として取り組んでいる観光戦略は、今後の財源確保や並びに人口増加を目指していくまちづくりの手法の一環として取り組んでいかななくてはならないものであると認識されているところだと思います。広域的な観点で交流人口をふやし、牛久のイメージを上げていき、少しでも定住人口をふやしていくと、以前御答弁をいただいております。さらには、牛久市3次総合計画内第5章第3節でも、個性と魅力あふれる商業の育成と、地域経済を支える工業・観光の振興とあり、中でも4点、多様な連携による観光まちづくりを推進する、地域の観光資源を磨き上げ活用する、観光客に訪れてもらう仕組みをつくる、市の魅力を知ってもらう、を

再度確認してまいりたいと思います。

1点目としまして、観光資源を磨き上げるものとして、牛久シャトーの日本遺産化への申請を行われたとお聞きしておりますが、前は申請までの進捗状況の確認でありました。このたびは申請登録後、観光利用、経済活性化の取り組みとして、どのようにお考えか質問いたします。登録が目的ではなく、登録後の経済活性化につなげていくことが重要であるためであります。また、申請登録がなれば、8,000万円前後の補助金が出ることも御存じであるとは思いますが、あわせて御質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久シャトーの日本遺産認定後の活用でございますけれども、日本遺産は4月の中旬以降決定される話を聞いております。決まる前に、いろいろなさまざまな話をするのはいかがと思います。ただ、我々はそれに向けての大きな期待と、そして自信と、そしてそれ以降についてもある程度のシミュレーションを持つことも大切だと私は思っております。

申請状況につきましては、本年1月25日に茨城県へ「日本ワインの歴史薫る風景」ということで、近代化と先人たちのワイン醸造140年のストーリーで申請を提出しておりました。結果が、先ほど言っておりましたように4月末になる予定となっております。

申請の準備につきましては、牛久市、甲州市、両市の地元団体、有識者組織によって構成されたワイン文化日本遺産認定推進協議会が主体となって推進しております。日本遺産に認定された後には、認定推進協議会をワイン文化日本遺産推進協議会に移行して活用事業を実施していきたいと思っています。また、事業の有効性を高めるために、両市に幹事会を設置し、事業展開を図る計画となっております。

牛久市では、政策企画課を初め、文化芸術課、商工観光課、都市計画課、広報政策課で幹事会を組織し、牛久シャトーの活用を含めた地域活性化事業に取り組んでまいります。

日本遺産の申請に伴い策定した地域活性化計画では、具体的に、日本遺産の魅力・内容を紹介するホームページや、映像コンテンツの制作や、多言語に対応した観光周遊看板の設置、ワインや特産品を用いたメニューの開発、外国人観光客の玄関口である成田空港や東京周辺のターミナル駅などでも、キャンペーンなどイベントや観光モニターツアーの実施などを掲げております。

日本遺産に認定された暁には、これらの事業を展開する予定となっておりますが、認定がゴールではなく、その後の取り組みが最も重要だと認識しております。

今後の取り組みにつきましては、日本遺産というかけがえのない牛久市の財産を、その歴史的価値や先人たちの紡いだ物語を中心に据え、申請とともにうたい込んだ牛久シャトーを取り巻くストーリーとともにPR展開することでございます。日本遺産認定を一過性のものではな

く、永続させることにつなげることを考えております。その上でも、観光やシティープロモーションなどのどういう活用をしていくか、同推進協議会の中で協議を重ねながら進めてまいります。

今回の日本遺産認定につきましては、市民郷土の誇りや愛着の醸成はもちろんのこと、観光交流人口の拡大による域内消費と経済循環を促すことで、地域経済の活性化についても大きな契機となると捉えております。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 御答弁ありがとうございました。

2番目の質問と再質問がちょっと重なってしまうんですけども、PR部分も今御答弁いただいています、観光事業の交流人口を拡大していく広報が大事だと私は思っています。広報のPR活動をもっと詳しく確認できればなと思うんですが、先ほどの御答弁ですとホームページを中心という認識を受けました。ホームページ等は既に関心のある方が逆に牛久にアクセスをとって告知できる手法だと考えます。誘客の手法でPRの方法がもう少し具体的に確認できればと思いますが、いかがでしょうか。例えば、他市町村や他県への民間企業等、例えば旅行会社とかにセールスをしていくみたいなのはありますでしょうか、再度質問させていただきます。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 甲斐議員の再質問にお答えいたします。

日本遺産認定後に事業を推進するワイン文化日本遺産推進協議会には、甲州市と牛久市、両市の関係団体のほか、旅行会社も外部コーディネーターとして参加する予定がありますので、民間のノウハウを活用しながら推進協議会の中で協議を重ねていきたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございました。ぜひ積極的に登録になって活性につながるよう、また登録できなくても具体的に組み込んでいただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

(3) でございます。前定例会において、圏央道の早急な4車線化及びスマートインターチェンジ等の設置を求める意見書案を提出し、可決をいただきましたが、数日後に圏央道4車線化の着手のニュースが発表されました。国土交通省が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に1兆5,000億円程度を固定金利40年間貸し付けるとありました。また、自治体が高速道路のインターチェンジなどへのアクセス道路を整備する際には重点支援をする制度を設けるとあり、このような前向きな状況を鑑みて、前回またそれ以前から質問しておりますが、圏央道全開通の中で、牛久区域内での観光拠点ワンストップ、有効利用できるパーキング・サ

ービスエリア、またエリア内のスマートインターチェンジの設置についての取り組みはどう考えていくか質問をさせていただきます。当然ながら、牛久市民の方の利便性の向上にもつながることは当然でありますので、あわせてどのように考えていくか御質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

ただいま議員の御質問にもありましたように、圏央道の4車線化整備につきましては、昨年12月、物流ネットワークの整備による生産性向上等の加速を目的として、国において財政融資1.5兆円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に貸し付け、大都市圏環状道路の整備促進を図る方針が打ち出されたところでございます。これにより、圏央道についても、現在2車線区間である久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクション間、約92キロの4車線化などについて、平成34年度から順次供用し、平成36年度には全線供用となる見込みの時期が公表されたところでございます。圏央道の全線4車線化により、物流の効率化による生産性の向上や広域的な交流人口の増加などが期待されているところでございます。

このような状況において、議員からの御質問である、市内におけるスマートインターチェンジないしサービスエリアまたはパーキングエリア設置への取り組みや考えにつきましては、昨年の第2回及び第4回定例議会におきまして、スマートインターチェンジやサービスエリア・パーキングエリアの設置には莫大な事業費を要すること、また関係機関等との調整や道路管理者の判断を必要とすることから、時間を要する旨を御答弁させていただいたところでございます。

今回、国より圏央道の全線4車線化の見通しが公表されましたが、スマートインターチェンジなど施設の整備に当たっては、市としては整備の目的や必要性をまず整理し、具体的な活用計画などを策定して、関係機関との調整を図る必要があるというふうと考えております。その際、事前にスマートインターチェンジにかかわる整備費用や、それらを活用し整備する集客施設の費用に対する費用対効果を市として見きわめ、整備の必要性などについて慎重に判断した上で、関係機関との調整に臨む必要があるというふうと考えております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 莫大な事業費との御答弁でありましたけれども、それと時間を要するというので、時間をぜひ要して取り組んでいただきたいなと私は考えるんですけども、先ほどのお話と前定例会での提案者の答弁でもお話をさせていただきましたが、パーキング・サービスエリアの設置及び同敷地内のスマートインターチェンジの設置については、団体、国の負担であります。自治体の負担においては、アクセス道路の用地取得であり、その取得に関しても50%の負担割合であります。こちらは、執行部の皆さんは御存じだと思いますので、

これに関してどう考えるとかとの御答弁は結構なんですけれども、ぜひそういう状況がありますので、前向きに取り組んでいただきたいなと思います。切に願っております。

次の質問に入ります。

観光事業に関連しまして、前段経済活性化につなげていくためにも、本市においてはさまざまなことに取り組んでいくことと思います。経済効果の最大の要素である宿泊の滞在施設が、本市には多く見られません。やはり、誘客プラスアルファという形になりますと、宿泊事業は外せないと考えておりますが、また先日県議会の大井川知事の所信演説におきましても、ホテル建設事業においては10億円程度の補助金を出していくとお話されて、やはりこの観光事業というのは県にも、特に宿泊ですね、茨城においては宿泊がなかなか来ないので、そういうことにも力が入っているなというのをよく感じました。

このモデル事業は、通告していませんので今回は結構なんですけれども、このたび民泊事業案の質問をさせていただきたいなと思います。

今、都市部で流通している事業で、元来の旅館業法に適用にならないとのことで民泊新法が国のほうでも議論が交わされているところではありますが、全国はもとより本市においても問題にしなくてはならない空き家の対策事業も兼ねて、宿泊施設としての有効活用化に取り組んでみてはと考えていますが、その辺はどのようにお考えになるか、御所見をお伺いします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ここ数年、インターネットを活用した民泊サービスが急速に普及してきたところでございます。また、国の成長戦略として観光立国の政策を打ち出し、これによる訪日外国人旅行者の急増、多様化する宿泊ニーズに対応した民泊サービスなどにより、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル、無許可による旅館業の営業などの問題が発生し、社会問題となったところでございます。昭和23年に施行された旅館業法だけでは、これらへの対応が困難となっていたところでございます。

それらの状況を改善し、政策の健全な普及を図るために、平成29年6月9日に住宅宿泊事業法、民泊法が成立し、事業を実施する場合の一定のルールが定められ、平成30年6月15日に施行される予定となっているところでございます。

民泊新法に関連する事業としては、まず1つとして人を宿泊させる住宅宿泊事業、2つとして住宅宿泊事業者から委託を受けて住宅の維持保全を行う住宅宿泊管理業、民泊代行業というふうに言われておりますが、それと3つ目として宿泊契約の締結について、代理・媒介・取り次ぎを行う住宅宿泊仲業、大きくこの3つに分類されております。

住宅宿泊業で使用される住宅としては、法第2条第1項第2号に「人の居住の用に供されて

いと認められる家屋」というふうに規定されております。法施行規則第2条で、これらについては「現に人の生活の本拠として使用されている家屋」「入居の募集が行われている家屋」「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」と定義をされているところでございます。

空き家家屋にかかわるものとしては、「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」として、生活の本拠として使用されていないものの、少なくとも年1回以上は使用しているような家屋を指しております。例としましては、休日のみ生活しているセカンドハウス、もしくは転勤により一時的に生活の拠点を移している家屋、あるいは将来的に再度居住するために所有している家屋などがございます。

御質問の空き家の民泊施設としての実施、活用につきましては、増加が見込まれる外国人観光客の宿泊需要への利用など、幅広く空き家を利活用することにより、空き家の解消につながるといった点では社会的な貢献度も高い事業であると考えております。ただ、いろいろ活用に当たっては諸問題などもあるというふうに思っております。

民泊新法につきましては、平成30年2月22日に茨城県による市町村への説明会が開催されたところでございます。この説明会の中で、市街化調整区域などでの取り扱いなど不明な点や、先週金曜日、3月2日になりますが、茨城新聞記事にもありましたように、他自治体の民泊に関する条例等での規制の動き、あるいはそれに対する茨城県も経過を見守る姿勢であるというふうな記事が載っていたことなどを鑑みまして、今後国からの見解を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 御質問をまとめますと、有効であるが問題点も多いということで認識しました。ただ、今後国の情報を注視していくという御答弁の中で、これが前向きに進んでいく話になった場合、本市としてはどう考えていくか。来年でしたか、国体があるということで、その宿泊、観光と国体は違うと思うんですけども、本市に宿泊施設がなくて、そういうのも問題といいますかどういふふうに捉えるのかなというふうに思います。なので、再質問としましては、国の推進を進める方向性が出てきたときに、本市はどういふふうに取り組んでいくのか。現段階の状況で構いませんので再質問させていただきます。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 先ほども答弁の中で御説明をさせていただきましたが、茨城新聞での記事でございますね、これについて自治体では騒音やごみの増加といった生活環境の悪化の懸念があるというふうにうたわれております。そのため、自治体では住居専用地域での規制等を条例化する動きが見られますので、それらの課題等の整理がまだ必要かなというふう

判断しております。そういった方向が見えてきた段階で、どうするかということについても検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） よくわかりました。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思います。プラスアルファですね、本来であれば宿泊施設を牛久市にもあったほうがいいのではないかなと私はいつも常に思っています。

以上、お伺いいたしました観光戦略の部分、執行部の皆さんでもますます取り組んでいただいて、交流人口の増加を踏まえた地域活性化がさらに盛んになり、牛久の魅力を知らせていただき、定住促進事業までつながるよう御尽力をお願い申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

大きく分けた2番目の質問をさせていただきます。

ひたち野うしく中学校建設についての質問であります。何点か御質問を申し上げます。

まずは、進捗状況並びに将来の展望について質問いたします。

新設中学校の開校見込みは、平成32年度とお伺いしております。対象中学生の人口推移をまずお示しいただき、またあわせて市内中学校の総数の推移も確認をとらせていただきます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えを申し上げます。

新設されますひたち野うしく中学校の生徒数の推移ということに関しましては、住民基本台帳の実数から計算をいたしまして、私立中学校への進学を10%というふうに想定をした上でその数を差し引き、その後開校時の平成32年度が普通学級で14学級433名、ピーク時と想定しております平成35年度が15学級481名と想定をしているところでございます。その後、現時点のゼロ歳児までで計算できる平成41年度の段階で、11学級367名というふうに推計をしているところでございます。

また、市内全域の中学生の数ということでございますが、同じく実数から計算をいたしますと、平成32年度が全体で2,425名、ピークは平成34年度で2,524名、その後緩やかに減少傾向をたどりますが、現時点のゼロ歳児までで計算できる平成41年度におきましては2,094名ということになりまして、牛久第二中学校を除いては1校当たり約400名規模の標準的な規模の中学校となるというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） お伺いをしますと、対象者の増加傾向は、私はそれほどでもないと感じ受けました。市内全体での学校の調整はできないのか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。ちなみに、南中学校であったり第一中学校には空き教室があることは御存じだと思います。

ます。第一中学校は10教室、現在457名の生徒さんで、800名前後は受け入れ可能と聞いています。その辺も含め御答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 全体での調整ができないのかという御質問かと思えます。

下根中学校区と隣接をいたします牛久第一中学校区との間では、平成25年度に下根中学校の生徒数増加に対応するため、下根中学校区の一部を牛久第一中学校に編入する通学区の再編を既に行っており、平成27年度までの3カ年をかけて通学区の変更がようやく終わったという段階でございます。ちなみに、この際第一中学校区のほうもあわせて南中学校に移動するというような再編もしたというところでございます。また、下根中の南側にはギリギリのところまで牛久第一中学校の通学区が迫ってきておりまして、現時点でも下根中を前に見ながら牛久一中に通学するというような地域が生じている状況でございます。これ以上、下根中学校区の牛久第一中学校区への編入というものは、かなり難しいだろうというのが現状の考え方でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 御答弁の中で、岡田小学校が第一中学校に進学するというふうに受け取ります。というのも、先ほど下根中を見ながら第一中学校へ通う区域という話がありましたが、それは当然私も岡田小学区の保護者でありますので、全然把握しているんですけども、逆にそういうお子さんなんかは、下根中学校に行かせてあげたほうがよいのではないのかなと考える次第です。例えばですけども、そのほかの区域ですね、どことは申し上げませんが、見直して下根中学校に通うお子さんを第一中学校に通うというやり方もあるのではないかなと多々思います。こういうことを踏まえますと、行政区単位での通学区の検討も再度図られたほうがよいのではないかなと私は思っております。無理にやりくりをして学校単位での通学区にしているから、先ほどお話しされたような弊害が出るとも考えられますし、下根中の生徒さんが多くなっているのではと思います。これに関しましては、御答弁の中で再編の意思はないと御確認をさせていただきましたので、私の要望みたいな形になりますけれども、御答弁は結構です。

次の質問に移らせていただきます。

建設コストの検討の確認であります。最後の4番目の質問で、総予算の確認は再度とらせていただきますけれども、こちらでは検討されたかどうかの質問をさせていただきます。

自分なりに調べさせていただいたんですが、ひたち野うしく小学校のほうの建設におきましては、用地取得が11億1,900万円程度とありました。であれば、今回4億5,000万円前後ですよ、その辺を考えると、約5割以上土地購入が安くできているのではないかなと

思うんですけれども、その辺を踏まえまして総額がそう変わってこないというものに関して、どのように捉えていらっしゃるのか御説明を求めさせていただきます。

ちなみに、総予算40億程度と御答弁をいただいているのは、そんなに前のことではなくて、数カ月で資材高騰等があると疑問であるのが私の率直な思いでありまして、もしそれが事実であれば、またといいますか、申しわけないんですけれども、見込み値の甘さを御指摘せざるを得ないことを踏まえ、御質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 新しい中学校のコストの関係になるかと思います。現在、コストダウンということで、設計の段階でコストのダウンを図るべく、まさに今、積算作業というものをしている最中でございます。細部にわたりまして検討を行っているという状況でございます。

そういった中で、例えば材料や機械・器具等に関しましても、実勢価格を反映させるべく、メーカーのみならず末端の下請業者にも聞き取りを行い、見積もり等の徴取を行って設計に反映させるというようなことも行っているところでございます。

また、木造部分につきましては、特注の部材というものを使わず、一般住宅用として流通をしている部材や金物等を採用し、施工性や経済性に配慮したものを採用するというので、コストダウンを図っているような状況でございます。

ひたち野うしく小学校等の土地の価格のお話が質問の中でございましたが、ひたち野うしく小の場合には市街化区域ということで、今回購入をいたしましたひたち野うしく中学校用地につきましては市街化調整区域ということで、当然土地の価格というのは調整区域は非常に安くはなるわけでございます。ひたち野うしく小学校の用地につきましては、当時のURのほうで造成まで終わらせた形で購入をしたということですので、議員の御指摘のような金額になったと。一方で、今回の用地につきましては、調整区域ですので、造成も当然ですけれども、いわゆるインフラ、下水道の整備ですとか、そういったものも全て今回必要になってくるというような状況がございますので、そういった部分でもひたち野うしく小ではかからなかった費用が、今回の場合にはかかってしまうというようなこともあるということを御報告をさせていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 約7億円ぐらい造成含むインフラに追加予算を見込んで、このトータル金額になっているという認識でいいんでしょうか。再質問です。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 造成、それからそういったインフラのということで、ひたち野う

しくとの差額である6～7億という金額が埋められているというわけではもちろんございません。ひたち野うしく小学校の建設費と比較しますと、ひたち野うしく小学校の場合には、もう今から10年ほど前の建設になるわけですが、この10年間の経済状況の変化というものが大きいかかわっていると。ちなみに過去5年間の人件費の推移を見てみますと、茨城県が定める公共工事設計労務単価でございますが、こちらでは平成24年度労務単価平均1万5,939円であったものが、毎年上昇をしております平成29年度には平均で2万2,146円となりまして、5年間で6,207円、実に38.9%増額になっているという現状がございます。

また、ひたち野うしく小学校が完成した後に発生をいたしました東日本大震災等々の影響で、技術者であったり職人さんが東北地方に根こそぎ持っていかれた。これは持っていかれたという言い方はちょっと失礼な言い方になりますが、大量にそちらのほうに動員されたことによる人件費の高騰なども非常に要因としてはある。また、再来年になりますか、2020年の開催が予定されております東京オリンピック、こちらの各種競技場の建設等、インフラの整備等々でも、かなりの職人さん等が動員されている。また、当然それにあわせて資材の高騰が見られていると、こういったさまざまな要因から、建設費自体がひたち野うしく小学校建設当時と比べますと、かなり高騰しているという状況があり、こういった形になっているということでございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

ちょっと通告していないんですけれども、改めてそのRC建築との比較なんかはどういうふう、RC、木造ではなくて、とはどのぐらい差が出るのか確認したいと思います。わかる範疇でいいです、これは通告ないので。済みませんがよろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 再質問の中で、RC構造との比較という御質問になります。

今般たまたまと言っていいんでしょうか、林野庁のほうの関係する団体から、実はひたち野うしく小、これはRC構造ですけれども、ひたち野うしく小学校をRCで建設した場合と、木造で建設した場合の比較検討をするというような試みが、ひたち野うしく小学校をモデルに実施されました。その結果、つい最近出たばかりなんですけれども、現実的には1平米当たりの施工単価として、木造のほうが約2万円安くなるというような結果は出ました。ですから、もちろん木造が単純に安いということではないと思います。木造も木の使う材料によっても全然変わってきますし、RC造でもつくり方によっては単価が上がるということで、いかにその材料を工夫しながらつくっていくかということによってコストダウンを図れる。ただ、今回のその林野庁が主催したコスト比較の中では、それほど大きな差が出ていないというような結果が

出たということ、この場でお知らせをさせていただきたい、こう思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） よくわかりました、ありがとうございます。

次の質問に行きます。

3つ目としまして、関連の話なんですけれども、同中学校敷地内に建設予定となりました第一幼稚園の建設についてお尋ねします。

同僚議員のほうからも出ておりますし、過去の話でもまたほかの同僚議員からもこの問題を何度も質問させていただいておりますが、私もあわせて前回やっていますので、再度御確認の意味で質問したいと思います。

前定例会におきまして、旧園舎の撤去解体作業の件は大変問題と認識し、予算要求していくと御答弁を私いただいております。今定例会の予算編成に、撤去解体の費用見込みの約2,560万円が計上されておりませんが、まずなぜなのか、それをお聞きします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 旧第一幼稚園園舎の撤去費が予算に計上されていないという御質問でございますが、こちらにつきましては一般質問初日の守屋議員の御質問にもお答えをいたしましたとおり、約2,600万円という事業費に関しまして、国庫補助事業等の特定財源が見込めないという中で、財源捻出が難しいということで、見送らざるを得なかったというところでございます。その内容につきましては、市長からも答弁がありましたとおり、教育委員会としても、非常に問題としては重要な問題だという認識については引き続き持ち続けて、財源の確保というものを第一に考えて取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 特定財源が見込めないということでありました。ちょっと観点を変えてみたいと思います。例えば、新設費用の解体費用に組み込んで計上することはできなかったのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 先ほど議員からもありましたように、中学校建設に関しては約40億ということの一つの目標として現在積算等をしているという中で、実際非常に厳しい金額であると言わざるを得ないのが現状でございます。また、新年度の当初予算の計上に当たりますのは、昨日の須藤議員さんの質問の中でもありましたが、第一次要求時点で、歳出から歳入を引いた金額が66億円の歳出超過だという段階から、市の全ての課が削りに削って、もう本当に鉛筆1本という単位で削りながら、今回の277億7,000万円という予算を組み上げたという状況の中で、そこまでの金額を出すということができなかったというところでござい

ます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） ちょっと質問の回答が違いますよね。解体費用も新設に組み込むことができなかつたかとお聞きしているので、できないならできない、できるならできるでお願いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 今回の新年度予算をごらんいただいてもわかるとおり、計上できなかったというのが結論でございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） できないということで、これは早期解決を求めます。もうこれから皆さんに、いつまでにやるかとか、そういうことを聞く気は一切ありませんけれども、最後に1つだけ、今後これに関して補正予算を組んでいく気はありますか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） こちらも初日にお答えしたかと思いますが、土地の売却等なども、その特定財源を得る手段の一つとして検討含めておりますので、そういった特定財源が見込めるということになれば、補正予算への計上というものも考えることができるのではないかと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 特定財源の話、あと最後までめさせていただけますけれども、少しお金の流れがまたおかしいんですね。それは4番目の質問でやらせていただきますので、以前から何度もお話しさせていただいている、新規事業の予算は明確な理由がなくても予算計上で引き上げていって、補助金等の財源確保は変わっていないんですよ。だから、やらなくてはならないものをほったらかしにしておくというふうに、市民の皆さんからはもう見受けられまじ、そういうふうに感じています。実際私もそういう質問を受けていますので、何でやらないんですかねという、守屋議員とちょっと同じような話になってしまうんですけど、これはもう説明が正確に私ども議員のほうからも市民のほうの方には御説明できませんし、岡田小の敷地内の中に実際に通う児童もいますし、保護者や近隣住民の方も心配をしているのは現実です。これに関しまして、早期実現を望むというか、御要望事項みたいになってしまいますけれども、お願いして、これは答弁は結構でございますので、次の質問に行かせていただきます。

最後の質問であります。先ほども出まして、中学校建設費用に40億円程度を目標値というふうに答弁をいただきましたが、最近ですと46億円程度に引き上がっていると聞いています。新中学校の新設事業の中の分離発注分や当然備品等も含め、総額の見込み額を確認をとらせて

いただきます。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ひたち野うしく中学校の事業費についてでございますが、確定している部分といたしまして、用地費が4億5,300万円、設計等の委託料が2億3,400万円、そして先ほども御答弁申し上げましたように、現在積算をしている最中でございますが、建築工事費等につきましては予算編成時点で、あくまでも概算でございますが、36億8,000万円ということで計上といたしますか、見積もっているところでございます。

また、備品や教材・教具、図書室の蔵書、消耗品及びその他につきましては、現在下根中の学校の先生方に確認を受けながら購入品目のリストアップ作業を行っているところでありまして、そのリストアップが終わった後、メーカー等の見積もりによって積算を行っていくという予定でございますので、現時点での概算金額といたしましては2億5,300万円を見込んでおるところでございます。

これらを合計しますと、今議員からもありましたように46億2,000万円というふうに現在見積もっておるところでございますが、現在行っております積算作業により、幾ばくかでも減額できるようにということで、引き続き努力をしていきたいと考えているところでございます。

ちなみに、先ほどから40億円という当初のお話、これ議会のほうに御報告させていただいたのが、平成28年の第4回定例会の守屋議員の御質問があったときに初めて40億円という具体的な金額を出したわけでございます。この時期というのは、基本設計の契約を締結した28年の9月末からわずか2カ月程度の時点ですので、まだ具体的に大きさや形やという部分が決まっていない中での一つの目安として、目標としての金額であるということは御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 残念ながら、あんまり御理解したくないです、この件は。再質問といたしますか、確認の質問をさせていただきますけれども、46億2,000万円の、先ほどアスベストの撤去費用でもお話しされましたけれども、特定財源といたしますか財源確保はどのようにされているか確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 財源ということですが、文科省からいただく国庫補助金、それから市債の発行、そして一般財源、それと今スポーツ振興くじ、t o t oですね、そちらのほうも一部申請をして、外構、テニスコートの築造のほうに補助がもらえないかということで申請をしているというような、具体的にどの部分で幾らというのはまだ明確にちょっとここではお

答えできませんけれども、財源の種類としてはそういった形で計画をしているという状況でございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） 以前お伺いした補助金等の変更は、この約6億円の引き上げに関して変わっていないですね。その確認もまずします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 当然申請の段階では、文科省の基準に基づいて申請をしておりますので、その点については変更はございません。ただし、その採択の段階でどういうふうになるかというのは、これは実際採択をされてみないとわかりませんが、現時点での情報では、一応申請額は満額出るだろうというような情報はいただいているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） お金のほうはわかりました。再度質問します。

くいの調査工事とか建物の空調関連は、この予算の中に入っていますか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 今回は、校舎それから屋内運動場、武道場、給食室と、全ての建物が、全てというかそういった建物が築造されるわけですが、校舎に関しましては、現在の計画は木造の平屋建てということで、くい工事はございません。

一方で、体育館それから武道場、それと給食室、こちらにつきましてはRC造でつくるということで設計を進めております。こちらの3つの建物につきましては、くい工事が必要になるということで、設計業者のほうとの打ち合わせが進んでいるというところでございます。

空調に関しましては、空調を入れるということで計画をしているところでございます。予算も、当然その分見込んでいるというところでございます。

○議長（板倉 香君） 甲斐徳之助君。

○4番（甲斐徳之助君） くい調査工事、空調関連が入っているか、入っていないかというのは、あえてその科目を挙げたんですけれども、なぜ私こんな話をするかといいますと、武道場建設のときに追加補正予算で3カ月でこの同じ科目でやっているんですね。そのときは、私すごい嫌な思いしまして、反対させていただいたんですけれども、こういうその建設にかかわる費用漏れとか、やっていなかったみたいな話が後から出てきて補正を組んでいく、ちょっとすごく疑問に感じてまして、自分自身今後市政運営のチェックをしていくことと、町の方向性の提案は、一般質問やほかの場面でいろいろさせていただきたいなと思います。今後、私思うに、この学校建設というのは本当に財政を、ちょっと言い過ぎになるかもしれませんが

も、今後30年間の財政を圧迫していくような事業を、市民の皆様に到底御説明できないことと、先ほどのアスベストや、タウンミーティング等で出ている住民が要求している市民サービスが低下しないようお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。以上であります、ありがとうございました。(発言あり) 何ですか。

○議長(板倉 香君) 甲斐徳之助君。

○4番(甲斐徳之助君) 議長、ちょっと傍聴席から何か一言あったんですけど、対応お願いします。

○議長(板倉 香君) 傍聴席の方、静かにお願いします。(発言あり)

以上で4番甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時06分開議

○議長(板倉 香君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番長田麻美君。

[12番長田麻美君登壇]

○12番(長田麻美君) 改めまして、おはようございます。

日本維新の会、会派無会派の長田麻美でございます。通告に従いまして、明瞭簡潔に努め、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

それでは、まず牛久市に医療系学校の誘致を求む質問をさせていただきます。

御存じのとおり、茨城県内の看護師、介護士不足が深刻化しております。29年第3回定例会において、医師及び看護師の増員を求める意見書の提出がなされ、可決されたところでございますが、茨城県における人口10万人当たりの看護師数は、47都道府県中43位、介護士数は42位と、いずれも低い順位となっております。

先月末に、同僚議員とともに医療系の大学、専門学校を開校している大阪滋慶学園を視察させていただきました。その際、その学校の卒業生の就職率はほぼ100%、そのうち、そのまま地元の病院に就職を決めた生徒が70%であるとお話を伺いました。その学校では、地方創生に力を入れておられるので、そういう結果が出ているということもあると思いますが、学校誘致には看護師、介護士の確保もできるという利点があります。地域の活性化の観点から見ても、学校誘致は大変大きな効果をもたらすのではないのでしょうか。

また、若い女性の集まる地域は発展していくと言われております。看護師や介護士を目指す

学生は、8割から9割が女性と言われておりますので、グルメやショッピングなどさまざまな地域の活性化も期待ができると思います。

そして、女性は進学や就職のタイミングで移住し、移住先で結婚、出産し、そのまま定住するということが少なくない現状があります。市の人口減少の歯どめ策の一つとしても重要になるのではないのでしょうか。

また、牛久市では、ひとり親への支援として、高等職業訓練促進給付金があります。母子家庭の母、または母子家庭の父が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成期間で1年以上就業する場合に給付金を支給するというものですが、対象資格として看護師（准看護師を含む）、また保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士等の国家資格がほとんどで、対象資格が医療系の資格となっております。市内に学校があれば、お子さんを預ける時間も短くでき、学校側の入学生確保に少なからずの影響が出ると思います。

女性や若者が活躍できる場所をいろいろな形でふやすことで、地域の経済が活性化し、人口減少の歯どめにもつながることから、地方創生と女性・若者の活躍は、今やセットで考えるべき課題であると言えます。高等学校以上の学校誘致が、牛久市の今後の発展を大きくしていく上で重要と考えますが、私は現実的に考え、専門学校であれば実現の可能性もあり得ると思います。まずは、市として今後、看護及び介護などの医療系の学校誘致のお考えはあるかをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 医療系学校の誘致についての御質問にお答えいたします。

牛久市内には、現在看護師・介護士を養成する大学や専門学校につきましては、御指摘のとおりございません。現在、茨城県内には看護大学が4校あり、そのうち3校は土浦市、つくば市、阿見町のため、当市から通学しやすい範囲内にございます。また、看護師・介護士の専門学校は、隣接する土浦市やつくば市、稲敷市、阿見町などの県内はもとより、比較的通学しやすい常磐線沿線の千葉県柏市などに多数存在していることが現状でございます。さらに、茨城県保健福祉部によりますと、県内の看護大学・短期大学・専門学校の学生は定員割れをしているというのが現状とのことでした。

県内の看護師・介護士不足は、その過酷な労働環境や、再就職しやすい資格保持などから考えられる離職率の高さが主な原因と考えられています。医療系学校の誘致につきましては、平成28年第3回市議会定例会の石原議員の一般質問でも答弁申し上げましたが、誘致費用として土地の無償提供や校舎の建築費補助等の財政負担が非常に大きいことが予想されます。例を挙げますと、千葉県の銚子市では千葉科学大学を誘致し、最終的には77億円という多額の補助をしており、そのことが財政状況悪化の一因とも伝えられております。

しかし、議員の御質問にもございますように、学校を誘致することで若者層の増加が見込まれるのであれば、地域の活性化が期待され、地方創生にもつながることとなりますので、将来的には誘致を視野に入れまして調査研究をしてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ありがとうございます。

以前、石原議員の大学誘致に関する質問の際、答弁の中で、調査研究をしていくとおっしゃっておられました。しかし、きのうの答弁の中で、視察などはしていない旨の答弁もありましたので、この半年間の間にどのような調査と研究をなされてきたのか、少々心配しているところでございます。

また、当時の答弁で、大学側からぜひ牛久市のひたち野地区にキャンパスをつくりたいとの要望も聞こえてこない、また少子化等を考慮すると、誘致は難しいとの答弁もあったと記憶しております。学校側からの要望が上がるまでは動かないということなのでしょう。待っているだけでは、ほかの自治体に先を越されるのではないのでしょうか。みずから動き出すことで、つかめるチャンスを逃さないこともできると思います。情報収集なども含め、誘致ができそうな学校の選定と、直接訪問をするべきと考えますが、お考えをお伺ひいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、現時点での市としての方向性が決まっていないということがございます。これまでの調査研究ということなんですが、実際に足を運んでということは、今のところはしておりません。ただ、いろいろな情報源を見ながらやってきたわけなんですけれども、筑西市なんかにおきましても、途中まで誘致をしていたけれども、やっぱり財政面のほうで誘致を断念したということもございます。そういったこともありますので、やはり一番大きくネックになるのは財政面のこと、それと現時点での県内の学校におきましても定員割れがあるということ、そういったことも含めまして、今の時点ではちょっと誘致に関してはできかねないと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 大変後ろ向きな答弁をいただきました。今おっしゃっていただいたように、誘致交渉に当たり、物的支援がどの自治体の誘致事例を見ても必ず避けて通れないことであります。大学誘致の事例を見ますと、市の財政では難しいと判断もできますが、私は現実的に専門学校であれば、大学誘致ほどの支援をせずとも実現ができると考えます。

ほとんどの場合が、学校用地の譲渡、建設費用の部分負担などですが、先月の視察では、大学と専門学校を開校している大阪滋慶学園で、たくさんのお話を聞かせていただきました。

て、大阪で6校学校を開校しているグループですが、近年ほかに出雲市と鳥取市にも開校されております。出雲市と鳥取市の誘致の実現に関しましては、直接市長や職員、議員が出向き、交渉したことが開校の実現の決め手となったようです。また、その期間はどちらもおよそ2年の歳月の中、何度も何度も足を運び、信頼関係を得て実現に至ったとお話も伺いました。初めは、大阪外の開校は考えていなかったようですが、市の熱意を受け、実現したとおっしゃっております。大阪の方ですが、きちんと気持ちを受け取ってくれる、そんなに商売を考えるタイプではない方だったので、そういうことが実現が可能になったんだと思うんですが、やはり重要なのは、市の熱意とプレゼンテーション力にかかわってくると感じるところであります。

また、先ほど銚子市で77億円の補助をし、財政状況が悪化との答弁をいただきました。大阪滋慶学園を出雲市が誘致した際は、市からの補助として学校用地、土地の期間つきの無償賃借、期間満了後は学校側が土地を買い取るとのことでした。そして、校舎建設費の3分の1負担、およそ4億円ほどだったとお聞きをいたしました。もちろん安価ではございませんが、77億円に比べますと実現が不可能な額ではないと思います。また、規模の小さい学校であれば、既存の建物への誘致も可能であると思いますし、賃貸料をいただいてテナントのような形で貸すことも可能だと思います。開校後の維持管理費等は学校負担となると思いますので、その後の市の負担は余りかからないわけであります。誘致に向けて、少しずつ準備をされていってもいいのではないかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 先ほどから申しわけないんですけども、財政面のことばかり申し上げましてあれなんですけれども、確かに御指摘のとおり、そういった医療系の学校ができれば、若い女性が牛久にいて、活気がついて、それによって定住ということも考えられます。そういったこともございますので、滋慶学園ですか、鳥取市のほう、そういったところも今の状況がどういう状況か、そういったことも調査しながら慎重に進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ありがとうございます。先ほどからの御答弁の中に、他自治体で誘致を断念したところも多いというふうにお伺いをいたしました。他市の市長にできないことは根本市長にもできないみたいな答弁にもとれるわけでありますが、私はもちろんのこと、市民は根本市長を信頼し牛久市政を任せているわけであります。不可能と言われることを可能にすることが、市民の心や市の財政を豊かにすることとする何よりのことと思いますが、それにまた市長は専門学校などの誘致も考えているとの答弁もされたこともございましたので、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私が市会議員になる前に、遠山地区にたしか福祉系の大学誘致という話がありました。また、あの地区においても当時は非常に、駅をその近くにつくろうという話も、正確には聞いたことはございませんけれども、そういう話も聞いております。そこでなぜ頓挫したか、ちょっと私もわかりませんが、流通経済大学においても、学部が一部移ったことによって、非常にあの地区のアパートそれから既存の商店街にも非常に急変しているということもございます。そういうことを考えまして、この牛久市の約8万5,000の市のニーズに合ったまちづくりをやっぱり考えなければいけない。そして、やはりでも人を見ると、流れを考えると、やはりそういう学校があってもいいのかなという、私は気もします。

ただ、私は地元のいろいろな既存の学校の整備というのが非常に急務でございまして、それにちょっと私も頭、目先が行ってしまっ、もっと攻めることを考えれば、確かにそういうこともあるかもしれないということも、私は重々認識しております。本当に予算的な裏づけもできれば、そしてまたそういうことができれば、こういう視野に入れた考えもこれから持つ必要があるのかなと思いますが、現状においてはいろいろ鑑みまして、もう少し調査検討も必要なのかなという。ただ、やはり調査検討でもできることもしあれば、例えば一つの方法でございすけれども、私も、奥野地区の小学校と二中もございす。仮にあそこが1つの学校なら1つあく。あその学校を何かそういうものに貸せないかなんていうことで、ある何件かの学長さんとはお話ししたことがあります。でも、ただそれはやはり、既存のああいうところがあってもなかなか難しいのかなというので、ただ私はいいい、ああいうところでも廃校ではないけれども、そういうものの利用の仕方によっては、もっともっとうるもの誘致に関しても一つ先に出られるのかなと、そういう1つでも2つでも出られるような方策もこれから考えていますので、もう少し検討させてください。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ありがとうございます。お気持ちはあるということをお伺いいたしました。私も、インターネットや書籍等ではこの誘致に関していろいろ調べてはおりましたが、やはり足を運んで実際に話を聞く、視察をさせていただくということで得られることがとても本当に多くありました。視察をしながら、市長も連れてきたかったなと思いながら視察をしていたんですけれども、やはりその行ったことで4億円というお金でも実現が可能だということもわかりましたので、ぜひとも足を運んでいただいて調査研究をされるようお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。

ふるさと納税の今後についての質問をさせていただきます。

各自治体が集めた寄附額から、住民の寄附に伴う住民税控除額を引く計算をした場合、制度にこの表現がふさわしくないのは承知ではありますが、簡単に言わせていただきますと、全国の去年の統計で、全国1,741市町村のうち、寄附額が住民税控除額を上回る黒字が1,279市町村、そして住民税控除額のほうが上回る赤字が462市町村となっております。28年度の牛久市の寄附額から控除額、返礼品にかかる額などを差し引きますと、5,000万円、6,000万円ほどのマイナスであったと記憶をしておりますので、恐らく本市も赤字組に属されるのではないかと思います。牛久市の最新のふるさと納税寄附額、住民税控除額についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ふるさと牛久応援寄附に係る受け入れ金額と市民税の控除額につきましては、確定している最新の値といたしまして、平成28年度の寄附額が3,199万4,190円に対し、平成28年の控除額は約6,700万円でございます。平成29年度につきましては、まだ年度途中でございますので、現在集計中ではございますけれども、今年度のふるさと牛久応援寄附につきましては、2月末時点において3,581万2,535円の御寄附をいただいているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） それでは、次に返礼品の種類やかかる額、そして市で行う業務について等をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 現在、ふるさと牛久応援寄附の返礼品につきましては、牛久市の特産品を中心に80種類の返礼品を御用意しております。また、調達価格に送料を加えた返礼品にかかる費用につきましては、平成28年度に要した額は1,513万5,889円でございます。

次に、ふるさと牛久応援寄附に係る業務体制についてお答えいたします。

現在、寄附の申し込み受付から返礼品の発送手配までの全ての業務を職員で対応しております。職員は寄附業務の専従というわけではございませんが、政策企画課1名、総務課3名、農業政策課2名、商工観光課3名の計9名で業務に当たっているところでございます。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 近隣の守谷市では、去年12月の1カ月間で5億6,000万円以上の寄附がなされたようです。平成28年の12月では2億6,000万円ほどだったので、倍にふえていることになります。そうなった原因はさまざまあるようですが、やはり返礼品の種類をふやしたことが大きな理由であるようです。地元商店のものはもちろんですが、

こたつ布団や化粧品など、守谷市とは余り関係のないものも含め、およそ800種類の返礼品が用意されております。80種類ということでしたので、ちょうど牛久の10倍ほどの返礼品ということになります。市の地元名産品のみの返礼品でリピーターになっていただきたいとの思いはとても大切なことでありますし、市の魅力を伝えるチャンスでもありますので、ぜひ地元の返礼品に力を注いでいただきたいと思っております。しかし、このままの赤字では、財政負担を考えると明らかに改善していかなければなりません。5,000万円、6,000万円失うわけですから、そのお金があれば第一幼稚園ももう解体できておりますし、またその辺をプラスに変えていくということが、もう市の力を注いでいかなければいけないところだと思います。

また、市で行う業務も多く、職員の負担軽減も考えるべきではないでしょうか。さまざまなメディアが純粹にふるさとへ寄附をすることよりも、返礼品にスポットを当てて、住民税の控除の仕方を周知してきた今では、返礼品競争で住民税の取り合いを全国自治体で行っているような状況になっており、この制度自体に疑問を感じることも多くあるわけですが、しかし制度が続く以上、住民税の控除も続くわけですので、牛久市への寄附をしていただく競争からおりるわけにはいきません。今までのように、市のみでこの制度を運営していくのも限界があるようにも感じますので、ここは専門業者への民間委託をすべきと考えます。寄附をしてくれる方々のさまざまなニーズに応えられるよう、返礼品の種類をふやし、また民間に業務委託することで幅広いPRと職員の業務負担軽減も図られると考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 長田議員の指摘するとおり、自治体間による返礼品競争が過熱するなど、本来の趣旨から乖離した運用がなされていることで、制度としての問題点は残るものの、ただふるさと納税制度を財源確保のための有効な手段とすべく、今後も国の通知を踏まえた上で、市内の業者の皆様と連携しながら、牛久の魅力ある特産品を全国に紹介してまいりたいと考えております。

また、御提案いただきました民間業務委託についてでございますけれども、牛久市特産品のPRを強化するとともに、より多くの寄附を募る目的として、平成30年度から運用を開始できるよう、現在「株式会社さとふる」と契約に向けた準備を進めているところでございます。ポータルサイト「さとふる」は、寄附の申し込み受け付けから返礼品の発送手配までがパッケージとなっており、運用開始後には申し込みがふえることによって、寄附金税額控除にかかわる申告特例申請書の処理や各ポータルサイトから申し込みデータの取りまとめなどの作業がふえる一方で、委託できる業務を担っている職員の負担は大幅に軽減されると見込んでおります。

確かに、このふるさと牛久応援寄附でございますが、私たちこの牛久、このような都市部と

言ってもいいのかな、そういうものにおいては、まずもって東京都、それから埼玉県、千葉県を見ますと、軒並み赤字でございます。牛久も漏れず、そういう意味で赤字でございますが、国からのそういうものに担保してくれるという話もございますが、どこでどうなという話もございません。ただ、こういうことにただ甘んじていることなく、ことしはある程度の赤字5,000万円ございました、人件費入れると6,000万円という数字になると思います。でも、これをどうしたらいいかということで、まず目標をちゃんとしっかりしようと、目標してこういうふうにして、とにかくこういう目標を立てて、その目標についていろいろ考えましょうという話をしておりますので、今後は改善する方向に向けて頑張りますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ありがとうございます。申し込みがふえることでの作業がふえるということはうれしい悲鳴ですので、申しわけありませんが職員の皆様には少し頑張ってください、黒字に転換されれば職員の増員もできるのではないかと思います。

以上2点の質問をさせていただきましたが、今回は財政の潤いをということで、ちょっとお金もうけ的な2点のお話になってしまいましたけれども、ぜひともあきんど魂に火をつけていただき、財政が潤っていきますよう期待を申し上げまして、私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（板倉 香君） 以上で12番長田麻美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時34分休憩

午後 1時05分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、今回2項目について一般質問を行います。

初めに、子育て支援の充実について。

国保税の均等割の子供部分の軽減について行います。

2018年、平成30年の4月より、国民健康保険税等の改正により、都道府県が市町村とともに保険者になります。財政運営につきましては、県が責任主体となります。保険料率など

は、標準保険料率参考に市町村が決定することとなります。そのような制度改革が行われる中で、子供を産み育てることに喜びを感じられる社会を目指し、国では次の世代を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的に子供・子育て支援を推進しているところであります。

2015年、平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険税の一部を改正する法律が成立いたしました。この法律には、参議院厚生労働委員会で附帯決議がつけられました。さまざまな内容がありますが、国民健康保険保険料（税）の負担について、低所得者対策として、介護保険には境界層措置があることも参考に、そのあり方について検討するとともに、子供に係る均等割保険料、保険税の軽減措置について、地方創生の観点から、地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論することと、この一文が入っております。

国民健康保険の均等割は、加入者一人一人にかかるもので、被保険者に子供が産まれると均等割の対象となります。この均等割の仕組みは、子育てに関し、さまざまな負担軽減を進めている地方公共団体の施策とは相入れないものではないでしょうか。会社員などが加入をいたします被用者保険では、子供の人数について影響することはなく、国民健康保険だけに存在をする負担であり、早急な見直しが求められております。

全国知事会は、子育て支援の観点からの子供に係る保険料、均等割の軽減を国に要請をいたしました。これは2015年の1月8日付です。また、東京都議会では、国に求める意見書として、子供に係る均等割保険料（税）の負担を軽減することを採択いたしております。これは2017年の3月30日であります。

そのような広がりの中で、埼玉県にありますふじみ野市、ここは人口が11万人の自治体です。は、2018年の4月から18歳未満の子供が3人以上いる世帯を対象に、第3子以降の国民健康保険税の均等割額を全額免除いたします。市によりますと、10月末時点の国保加入者は、全人口の約2割に当たる約2万4,500人としています。減免額は、最大で1人当たり年3万6,100円、子育て支援が目的で、多子世帯を対象とした国保税の減免措置を実施するのは、埼玉県内の自治体で初めてといたします。関連条例の一部改正案が、12月議会で可決をしました。10月末時点の対象者は203人で、減免額は約733万円と見込み、国保税の減免で多子世帯の金銭面での負担を軽減し、少子化の進行に歯どめをかける一助としたい考えと述べております。

そこで質問をいたします。牛久市の国保の均等割につきまして、国保加入者の中で18歳以下の対象人数と均等割額合計金額をお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

現在、牛久市の国民健康保険税の均等割額は、被保険者一人につき、年額で医療給付費分が1万4,000円、後期高齢者支援金分が5,000円、40歳から64歳までを対象とした介護納付金が1万2,000円となっておりますので、18歳未満の子供につきましては、医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計額で、1人につき1万9,000円となります。

牛久市の国民健康保険におきましては、18歳に満たない被保険者は、平成30年2月13日現在で970世帯、1,638人となりますので、所得による法定軽減を考慮しないとした上で、1人につき均等割額の1万9,000円を乗じますと、均等割額として算定される金額の合計は、年間で3,112万2,000円となります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 先ほど述べました埼玉県ふじみ野市のように、第3子以降の均等割額を減免するとした場合、対象者は何人なのか。また、牛久市の負担をする金額は幾らになるかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、18歳未満の被保険者が属する世帯が970世帯となりますが、このうち第3子以上がいる世帯は137世帯となります。さらに、この137世帯の各世帯における第3子以降の人数の合計は187人となりますので、第3子以降を対象として均等割額を全額免除と仮定した場合には、1人につき1万9,000円を乗じた結果、合計で355万3,000円となります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、第3子以降が187人ということですが、実は保育園に通う児童の保護者の負担軽減では、所得金額36万円を基準として、2人目からは半額、それから3人目からは免除という多子世帯に対する減免制度がございます。多子世帯に対します経済的な負担の軽減、このことを子育て支援の観点から、今後減免の条例の考えについてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

初めに、ふじみ野市の国民健康保険税の課税状況から申し上げますと、賦課方式が、所得に応じて賦課する所得割額と、人数に応じて賦課する均等割額の2つから成る2方式を採用しております。対して、牛久市の場合は、さらに資産割額と1世帯ごとに賦課する平等割額を加えた4方式となっております。被保険者が18歳未満の子供である場合の均等割額は、年額で1

人につき、牛久市が1万9,000円であるのに対し、ふじみ野市では3万6,100円となり、その差は1万7,100円となっております。ふじみ野市では、2方式であるがゆえに、保険税収納額の約半分を均等割額で賄うという必要があることから、牛久市に比べ高い設定額になっておりますので、子供1人がふえるたびに均等割額の負担が重くなるというところに鑑みまして、子育て支援の一環として、世帯の国民健康保険税の負担軽減のために、第3子以降の均等割額を全額免除とするということになったとのことであります。

牛久市の均等割額の1万9,000円は、ふじみ野市との比較以前に、茨城県内におきましても県内平均額の2万6,000円を大きく下回っておりますし、世帯の所得によっては7割、5割、2割の法定軽減が適用されるところであります。また、牛久市の国民健康保険特別会計における一般会計からの繰り入れや支払準備基金の保有状況、さらには平成30年度からの国民健康保険の都道府県化の移行に際しては、茨城県から提示された必要保険料額の算定結果にかかわらず、保険税率を据え置きとした経緯などを勘案しますと、年齢を理由として均等割額をさらに引き下げるほどの財政的な余裕はないという状況です。

さらに、現時点では、均等割額についての新たな減免に対する公的支援もないところで、今後は国が検討中の子供に係る均等割額の軽減措置の導入に関する動向を見据えていく所存でございます。

最後に、牛久市としましては、国民健康保険の被保険者に限らず、広く平等に子育て支援を展開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今の次長の答弁、やはり財源から考えてしまうということは、本当に先に進まなくなってしまうおそれがあります。しかし、牛久市が掲げております第3次総合計画、この中の第2章子供と福祉の部分がありますが、ここで安心して子供を産み育てる地域づくり、これを掲げております。子育て支援には、経済的な負担軽減、これは欠かせないことだと考えます。ぜひ前向きに取り組んでいただき、市政運営にそのものを掲げていただきたいことを願い、次の質問に移りたいと思います。

次は、待機児童対策と保育士の処遇改善です。

保育園を新しくつくっても、待機児童がゼロにならない。このことは、女性の社会進出だけでなく、社会の経済不況から働かないと生活できない、核家族化をして預けられる親戚や親が近くにいるなど、理由はさまざまでございます。育児休業を延長できる人や、知人などに頼んで子供の預け先を確保できる人は何とかなりますが、どうしても復職しなければならないのに預け先が見つからない、このような方々はあらゆる手を尽くして、あらゆる認可外も含めて預け先を見つけなければならない。それが、今の厳しい保活の現状と言われております。今ま

で働いていた方が、子供が保育園に入園できないために仕事をやめざるを得ない方や、また近くに保育園があり、子供が入れたら働きたい、このような願いも聞いております。牛久市では、現在待機児童が100人を超えていると聞いておりますが、大変対策が急がれているところでございます。

そこでお聞きします。現在の待機児童数です。国の基準というのがあるそうですが、その問題、国基準含めまして、現在の待機児童数について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市の待機児童の状況についての御質問にお答えいたします。

現在、平成30年3月入園申し込みの判定と4月入園申し込みの2次判定が終了しております。まず、3月入園における待機児童の状況でございますが、特定の保育園を希望する等により待機している者を除く国の統計基準に基づく待機児童は、ゼロ歳児62名、1歳児42名、2歳児13名、3歳児3名の合計120名、実人数では123名で、4歳児、5歳児はいない状況となっております。保育士不足による募集制限がなかった場合には、国基準でゼロ歳児30名、1歳児42名、2歳児1名の合計73名となります。

また、4月入園の2次募集での待機児童の状況でございますが、国基準では1歳児32名、2歳児30名、3歳児6名、合計68名で、実人数では80名という状況でございます。保育士不足による募集制限がなかった場合には、国基準で1歳児16名、2歳児26名の合計42名という状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 以前に同僚議員が質問をしました、28年の12月議会で質問しております。このときの11月1日時点では83名という御答弁でした。国基準では80名ということで、原因とするのが保育士不足、このような御答弁がございました。今の人数からしても、ますます待機児童がふえている。そして、その理由としてはやっぱり保育士不足が考えられるのではないかと思います。やっぱり今後の対策、大変急がれると思いますが、施設整備の問題、そしてまた新たに職員をどうやって確保していくのか、その観点から今後の対策について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 待機児童解消のための対策についての御質問でございますが、待機児童の現状は、ゼロ歳児から2歳児までの低年齢児において、市内施設の受け入れ人数を上回る数の申し込みがあり、多くの待機児童が発生しておりますので、施設整備を実施して利用ニーズに応えてまいりたいと考えております。

本年度は、猪子町にゼロ歳児から2歳児までの定員19名の小規模保育施設（仮称）こぼと夢ナーサリーの整備補助を実施し、4月1日に開園を予定しております。また、平成30年度予算案に、小規模保育施設（仮称）せいけい保育園の施設整備補助金と、柏田町にありますフレンド幼稚園が認定こども園に運営形態を変更するための改築工事費について補助金を計上しており、この2件の補助金によって97名の定員がふえる予定でございます。

また、保育士不足により募集できる人数を制限せざるを得ない状況にありますので、そのような施設に対しまして、引き続き職員確保に努めていただき、利用定員まで児童を受け入れるよう要請をしていくとともに、施設や保育士等に余裕のある施設に対しては、定員を上回る数の児童の受け入れをお願いし、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 新たに保育園ができるということですね、それから認定こども園ができて、施設整備も進むということなんですが、それでも97人の定員がふえて、ただ今出ている待機児童の数からすれば、それでもまだ待機になるということに大変懸念をするものです。一番は、やはり保育士の確保、それが大きな問題ではないかと思いますが、特にこの民間保育園の保育士さん、一般企業に比べますと大変仕事も厳しいし、賃金とかそういうものについても業種よりか下がるということなんですが、この保育士の確保について、次の質問とはかぶってしまうんですが、処遇改善、これが大変重要だと思います。

次の質問にそのまま入ってしまいますが、たしか29年の9月議会で、私保育士の処遇改善について質問しております。29年度に、もう既に県の予算には計上されておまして、その処遇改善がどのようになっているか、市の保育士さんにどのようになっているのかを聞きまして、8月3日、県の通知、それで実態の把握をして申請をしてからということなんですが、その辺の実情等も含めまして、29年度民間保育園に勤務する全ての職員が前は対象ということなんですが、その辺の実態について御答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの保育士の処遇改善についての御質問でございますが、まず保育士の処遇改善のうち賃金改善に係るものは、平成25年度・26年度においては補助金として、平成27年度からは運営費の中に賃金改善分を含めて施設に支払うことで行われてまいりました。今年度につきましては、さらに職責に応じた改善が追加されまして、キャリアアップの仕組みの構築が図られているところでございます。

今年度の状況でございますが、処遇改善加算は茨城県の認定を受けることとされておりまして、現在申請を行っているところでございます。県の認定と年度終了後の実施確認により額は

確定となりますので、概算でのお支払いとなりますが、市内保育園の処遇改善加算率は平均15%、うち賃金改善分は平均5%という状況で、2月の算定単価改正後の単価で、従前からある賃金改善分については総額で約6,200万円、今年度の新たに設けられました職責に応じた加算につきましては、約3,200万円程度になるものと試算しております。

それと、支払いの状況でございますが、まず賃金改善の費用といたしましては、施設の運営に要する費用として支払われる給付費の一部として市から運営法人に支払われており、法人から勤務する職員に給料に含めて支払われる仕組みとなっております。従来からございます賃金改善については、職員の平均勤続年数から算出された加算率を公定価格単価に掛けて算出されるもので、その施設に所属している職員全員を対象といたしまして、法人の裁量で支給されるもので、給与表を改定し給与として支出しても、またあるいは一時金として支出しても、どちらか選べるというふうなことでございますが、各個人への支給額についても任されているというふうな状況でございます。今年度から、職責に応じた賃金改善については、制度上は毎月の給与とあわせて支給することとなっておりますが、先ほども申しましたとおり、実情といたしましては県の承認がまだおいていないということで、支給はしていない状況でございます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 29年度の県の当初予算にも計上されているものが、もう3月の初めではありますが、もう29年度が終わろうとしている中でもまだ支給されていないという実情が、今部長の答弁の中からわかりました。その滞っているというか、その辺の実務的な問題が含まれるのかどうか、その辺が大変働く方々にとっては、いつ支払われるんだろうということが大変不安に思っているようなところも聞こえてくるわけですが、今概算でということなんですが、前に伺ったときは、人勸の分も含めまして月1万円、また経験、職責というふうにおっしゃられましたけれども、経験3年以上で研修をした職員には1万円プラス月5,000円、また経験7年以上で研修をした職員には1万円プラス月4万円という、このようなことが既に公表されておりましたが、この辺の把握ですね、その辺は市のほうとしてはどういうふうにされているのか。県のほうに報告をされているということなので、各園からのその申請によってなんでしょうか、その辺を再度伺いたいと思います。

それと、先ほど保育園の運営費に含まれていて、園の裁量となるために、各個人への給与としての支払い、または一時金としての支払いということなんですが、その辺は市のほうでは何によって確認をされるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問ございました処遇改善につきまして、まず本

年度は、ただいま議員の御質問にございましたとおり、2つの処遇改善が同時に行われております。

まず、1つ目は先ほども申しましたとおり、処遇改善1と言われる公定価格等の改定に伴いますもの、約平均でいいますと月額6,000円程度というふうに国は示してございますが、こちらにつきましてはもう既に運営費の中に、これまでの分といたしまして支払いのほうを各園のほうにしております。

ただ、もう一つの、ただいま県のほうで審査をさせていただいているのが、職責に応じて職務改善をしたということで、支払いが可能となった4万円、勤務年数7年以上で研修等を受けたと一定の要件ございますが、そうしたものの月額4万円、それと職務別のリーダーという形での職務経験3年以上の方で、これも園ごとに上限の基準が定められてございますが、これが月額5,000円というふうな形で、これの審査のほうを今県のほうに出しているというところでございます、その結果を待ち次第、市のほうとしても園のほうに処遇改善分としてお支払いしてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、県のほうの認定というか、それが終われば速やかに支払うというか、園のほうに支払うのでしょうかけれども、先ほど確認をどういうふうな形なのかと質問したんですが、この辺についてちょっと御答弁がなかったようなので、この辺との、それとあとこの牛久だけではなくて近隣の状況ですね、例えば土浦とか龍ヶ崎とかそのような状況がもし御存じならば、この辺を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 大変失礼いたしました。先ほどの改善に対する支払い方の確認ですね。こちらにつきましては、給与の各園から台帳のほうを、1人別の賃金台帳のほうを提出をいただきまして、これをもってしっかりとその個人に支給されているかということを確認させていただくという手続を踏むこととなっております。

それと、処遇改善加算に対します近隣の状況でございますが、これは市町村によってそれぞれ対応が異なっておりますが、園からの申し出等を受けながら、先に暫定的にお支払いを進めているというような市町村もございます。中には一部の園からの申し出によって、一部の園にのみという方もありますが、ここ2月ぐらいから急激に支払いを進めてきたというような市町村があるというふうに聞いてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうですね、情報がいろいろと入ってくるもので、土浦ではもう支払いができていますよというような情報なども私どもも聞いておりますので、牛久市は何で遅い

んだろうというようなこともあったので伺いました。

そのほかに、来年度2018年度の予算に、市独自で民間保育士の処遇改善が4,230万円ですか、計上されております。同僚議員の質問でもありましたが、こちらの対象者の内容についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの牛久市独自の処遇改善についての取り組みとする対象者でございますが、民間保育園に勤務されます常勤職員の方で、園長・副園長を除く常勤の保育士を対象とさせていただきます。またあわせて、先日もお答えさせていただきましたが、認定こども園も同様でございます、保育教諭の常勤の方についても同様の対象とするという考えでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今常勤の職員ということですが、大体人数的には何人の対象になるのか、その辺を確認をしたいと思えます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 現在のところの想定といたしまして、235名程度を考えてございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 同僚議員の質問にもありましたが、常勤職員だけでなく、同じような職務を担う非常勤にもという、それは当然の要求だと思いますので、その辺については順次いろいろと財政的な問題もありますが、その辺をよろしくやっていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

2番目で、市内の共同住宅、高齢者福祉施設等の防火安全対策について質問をいたします。今回は、通告をいたしました市内の共同住宅、これについては質問はせずに、高齢者福祉施設等について質問をいたします。

厳冬の札幌市で、1月31日の深夜、生活困窮者の自立支援住宅そしあるハイムで火災が発生をいたし、11人の方が犠牲になりました。この住宅は、元旅館だったものを、自立支援事業所である合同会社が建物を借りて運営したといえます。防火体制は、法的に許される範囲として、自動火災報知器や漏電火災報知器の設置はされていたものの、スプリンクラーはなく、2階の非常口は避難ばしごだけで階段はなかったと報道されています。このような悲惨な火災事故が起こるたびに、制度のはざまにいる人たちを引き受ける場として、住まいの確保が困難な高齢者の姿が浮かび上がってまいります。ようやくたどり着いた施設での暮らしは長期化し、老いてやがてついの住みかとなります。このような大変貧困な住宅の問題について、今後も考

えていかなければならないと思いますが、同様とは言いませんが、市内にあります高齢者の福祉施設、社会福祉施設を含みますこの入居者の状況について、市は把握をされているのかどうか、その辺を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問の高齢者福祉施設等の入居者の状況についてでございますが、入居者の状況についての把握の御質問の中で、特養、老健、グループホーム等の入所系の介護施設においては、要介護度が中・重度の利用者が多いことから、これらの施設に入所されている方は火災時に自力で避難が困難であると認識している中で、障害者入居施設におきましても同様でございます。高齢者の住まいとしての位置づけである住宅系の有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅においては、入居者の要介護度の状況は不透明なことが多いため、転入時の手続における聞き取りや、県からの情報提供、担当ケアマネからの聞き取り等、あらゆる機会を通じて情報を収集している状況となっております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今の特養とか老健の施設なんですが、これは市がかかわるということでは、特別養護老人ホーム介護度別の人数とかそういうのは当然把握をされていると思いますが、その辺の内容、そして今自力で避難が困難な方々、市と施設運営側との情報共有についてはどうか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 市内には、特別養護老人ホームについて申し上げますと、平成30年の2月1日現在でございますが、特養に全体で382名が入所しております。

介護度別の人数については、要介護1が6名、それと要介護2が18名、要介護3が105名、要介護4が148名、要介護5が105名、合計382名という状況でございます。先ほども御答弁させていただきましたが、特別養護老人ホームに入所されている方におきましては、要介護度が中度あるいは重度の利用者が多いということから、自力での避難は困難な方であるというふうに認識してございます。

また、先ほど申しました特養におきます要介護1・2の方につきましては、平成27年の改正によりまして、新たな入所については入所することができないこととなっておりますが、従前利用されていた方につきましては引き続き利用が可能ということから、要介護1・2の方につきましても、ただいま申し上げました6名ないし18名という方がいらっしゃるという状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうですね、今特養は要介護3からでないと入所できないという法

律の改正がありました。今部長がおっしゃったように、要介護3・4・5、これで大体9割方がこの方たちということでは、全てが自力で避難ができないというふうなことではないと思いますが、この辺施設側とはどのような情報を共有されているのかどうか、その辺を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 施設側との情報の共有につきましては、常日ごろからこういった施設については法律で定められている、消防法の中で定められている消火設備と、一番この間の悲惨な火災についても問題になりましたが、スプリンクラー等の設置等を含めて、うちのほうで担当しております高齢者施設について、全て基準の中に含まれているということで、全ての施設がそういった火災上の問題に対応すべく施設整備がなされておりますが、避難訓練を含めて定期的に市と施設側との情報共有をさせていただいているというところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今そういう施設ですね、高齢者福祉施設、それから社会福祉施設なども含みますけれども、設置をされている機器ですね、こういう安全対策の基準というのがどうなっているのかどうか、機器の種類と点検整備等、避難訓練等はされていると思いますが、その辺の内容について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 消防法の施行令の規定により、各施設の種類に応じて設置しなければならない消火機器等の種類が決められております。特養とグループホームを例に申し上げますと、スプリンクラーの設置のほか、自動火災報知器設備、誘導灯、消火器、防災カーテンの使用等の設置が必要となります。また、その点検につきましては、事業者が指定している業者により定期点検を実施しております。消防法上、防火管理者を置かなければならない事業者については、消防計画を作成し、消防署に提出する義務のほか、毎年2回以上の避難訓練の実施が義務となっており、必要に応じ消防署員が立ち会いの上、訓練の評価をいただき、改善点の指導を受けているという状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 消防法によって、この施設等については常にこういうような機器、そしてまた点検整備も行われているところですが、避難訓練についても、毎年これ2回以上というふうにおっしゃったのかどうか、ちょっとその辺確認をしたいと思います。

それと、この防火体制それから安全対策、こういうような支援につきまして、高齢者施設、もちろん社会福祉施設も障害者施設も含みますけれども、避難対策というのをつくっていると思いますが、その辺の実情について伺いたいと思います。

それと、先ほど消防署との情報共有ということもあったと思いますが、自力で避難できない人、この対応については避難対策でどのように位置づけられているのか伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） まず、ただいまの質問の中で、避難訓練のお話ございました。こちらについては毎年2回以上ということで、訓練のほうが義務づけられております。市で管理する福祉センターあるいはのぞみ園等につきましても、同様に避難訓練等あわせて実施をしているような状況もございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、避難対策についてでございますが、事業所は避難訓練の方法、回数、避難経路の作成、火災時の職員の役割を定める消防計画に基づき、避難対策を実施しております。

認知症・高齢者グループホームを例にしますと、先ほども言われました2回の避難訓練のうち1回を、夜間に想定した訓練実施のほか、地域の住民の皆様によりまして避難訓練に参加してもらうなど、日ごろより地域住民との連携を強化することにより、非常時に協力いただけるような関係づくりを進めてまいります。

市は、毎年新しい施設等の情報を消防署と共有し、消防署の立入検査を受け、必要な指導を消防署とともに事業者へ実施しております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今市長のほうから御答弁いただきました。新しいそういう事業所等についても、常にそういうものにやっているということで、先ほど自力で避難できない人の対応について質問いたしましたが、この辺の御答弁いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 御質問の中で、自力で避難ができない、当然介護保健施設等につきましては、そういった方がほとんどでございます。こういった方々を、万が一の災害のときに安全に避難するということが大変重要となってまいりますので、この辺につきましては施設を管理している法人のほうと、十分日ごろからの防火避難対策について話を進めながら、安全が図られるよう対応を進めていきたいと考えております。以上です。

○14番（遠藤憲子君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で14番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時5分といたします。

午後1時51分休憩

午後2時04分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。

通告に従いまして一般質問を進めてまいります。

初めに、安心して老いるために。

超高齢化社会に突入してきている中で、ひとり暮らしの世帯の急増、葬儀やお墓に対する考え方の変化、ニーズの多様化などから、幾つかの質問をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

牛久市の65歳以上の高齢者数は、3月1日現在で2万3,413人、高齢化率は27.47%となり、ひとり暮らしの高齢者数は2,188人となっています。そうした中で、特にひとり暮らしの高齢者、または昼間ひとり暮らし、障害を持っている方などにとって、何かあった場合の不安というものは絶えずあるのではないのでしょうか。少しでも安心して暮らすために、1つは緊急通報システムがあり、現在約120台設置されていると聞いております。

今回の質問では、安心のためのもう一つの手法であります救急医療情報キットについて伺います。救急医療情報キットの配布状況と周知についてです。主にひとり暮らしの高齢者を対象に、社会福祉協議会にて救急医療情報キットの配布をしています。どんなものかといいますと、これなんですけれども、この中に緊急情報シートということで、緊急連絡先とか主な病名とかかかりつけの医療機関など、主治医など書かれているわけです。これをこのボトルの中に入れて、冷蔵庫に入れておくということです。冷蔵庫に入れておくという印として、このシールがありまして、1つは玄関の内側に張っておく、もう1つは冷蔵庫に張っておく。そうすることによりまして、救急隊が来たときに、誰もいないそのひとり暮らしの高齢者の家に入ったときに、それをもって情報をいち早く手にとって対応をすることができるということになるわけです。

しかし、このことを知らないある高齢者の方は、何かあったときの不安から部屋の壁のあちこちに緊急連絡先を張りつけているとのこと。また、85歳のひとり暮らしの方でも、このキットがあることを知らない方もおりました。そこで、救急医療情報キットの配布対象者をどのように決めているのか、配布数、配布はどのように行っているのか、また周知をどのようにしているのかをお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 救急ボトル配布事業は、緊急連絡先、血液型、かかりつけ医、服薬、アレルギーの有無等、緊急時に必要な情報をあらかじめ救急情報シートに記載してボトルに入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておき、いざというときに救急隊が活用できるようにするというものです。

配布対象者は、独居及び日中独居高齢者、高齢世帯等が中心ですが、特に年齢制限はなく、障害のある方やその他希望者にも配布をしております。配布方法は、職員が相談等がかかわる中で、必要と思われる方に勤めるとともに、民生委員、児童委員がひとり暮らし訪問等で本人から希望を受けた場合に、窓口及び地域包括支援センター職員の訪問にて配布をしております。本年2月末現在の配布者数は3,303名、配布ボトル数は1世帯に1つであり、2,521個です。

周知につきましては、出前講座、情報誌、窓口等で周知をしており、ケアマネジャー、民生委員、児童委員等には研修会等で周知を行っておりますが、今後も広く周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 救急キット約2,500個配布されているということですがけれども、基本的な配布の対象者についてどう見ているのかです。今でも知っている人もいれば、知らない人もいるし、必要な人に本当に配られているかということになると、ちょっとわからないというところもあるわけです。対象者の総数、何人ぐらいになるのか、必要と思われる方たちが全て配布対象者となるのか、希望者に漏れなく配布をできるようにするためにどうするのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 対象者につきましては、主に独居の高齢者等となりますが、ひとり暮らしの高齢者につきましては、毎年4月1日現在で調査を行っておりまして、昨年の4月1日現在で2,188人となっております、前年から比較しますと155人ふえている状況でございます。

配布の対象者としましては、先ほどもお答えしましたが、独居の高齢者の方、それと日中独居になる高齢者、高齢者世帯等が中心であります、年齢制限は設けておりませんので、希望者にも広く配布をしてみたいと考えております。実績としましては、平成28年が150件、29年度がこれまでで344件の配布を行っているところです。今後におきましても、必要な方にこの救急ボトルを利用していただけますよう周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、葬儀、墓地事情等のニーズの多様化についてお聞きします。

まず、葬儀について、うしく・あみ斎場などでの最近の葬儀形態の傾向について、利用状況も含めて伺いしたいと思います。それから、市内の死亡者数の推移と、他市との比較、ピーク時をどのように予想しているのかお聞きします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

うしく・あみ斎場でとり行われている牛久市のみの葬儀件数ですが、平成24年度は245件、平成28年度で309件と約26%の増加の傾向にあります。また、火葬件数は、平成24年度は643件、平成28年度で716件と、こちらは11%の増加になっております。

昨今の葬儀形態の変化につきましては、葬儀そのものが小規模になってきており、通夜式、告別式も行わない火葬だけという方も散見されます。うしく・あみ斎場では、平成25年度からは、縮小傾向にある葬儀形態の一つとして家族葬の式場を新たに設置し、平成25年度は64件、26年度は81件、27年度109件、28年度は122件とその件数は増加してきております。

また、牛久市の死亡者数については、平成24年度は634人、平成28年度で684人と7%の増加となっております。

死亡者数のピークの予想についてですが、牛久市の人口ビジョンの算出根拠としている国立社会保障・人口問題研究所が予測を出している2060年までの人口推計データによれば、現在の死亡者数が緩やかにふえ、2035年ごろに1,157人になり、その後はそのまま2060年まで1,200人前後を推移すると思われまます。

近隣市町村の死亡者数ですが、現段階では把握できておりませんが、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計データの傾向を見ると、ほぼ同じであることから、死亡者数も同様であると思われまます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） まさに、人口減少とともに多死社会を迎えるさまざまな問題が出てきているのではないかと思います。近年、墓地使用者の死亡、そして継承者がいないことなどによって、墓地の無縁化というのが問題視されてきています。東京都で暮らす人たちは、墓地不足問題に直面しているとたびたび報道されています。都立の墓地では、一般墓地は増設せずに合葬墓地で対応しようとしているようですが、一般的に一般墓地へのこだわりは根強く、苦慮しているとのことでもあります。

牛久は郊外でもあります。まして牛久大仏のような巨大な施設もあることから、状況は違いますが、墓地事情等のニーズも多様化してきている中で、牛久市内の墓地数、空き状況など市

内の実情の把握についてお聞きします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 私どもの聞き取りによりますと、現在市内には宗教法人・共同墓地など約200カ所の民間墓地があり、供給可能な墓地についても宗教を限らない墓地に関しては2万基以上の余裕があると思われまます。墓の基数が限定できない理由としては、昨今のニーズの多様化によりまして、一区画が縮小の傾向にあるため、販売時期により区画の大きさが変わる可能性があるとのことをございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 市内の民間墓地において、約2万基の余裕があるということをございますけれども、その経営実態はどのようになっているのか、その辺の把握ができていのかどうかについてお伺いします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 市内の墓地につきましては、宗教法人の墓地が多ございます。宗教法人につきましては、行政庁、監督庁が都道府県になりますので、都道府県のほうの基準に基づいて会計状況等の報告があります。そちらのほうの報告によりますと、毎年会計年度の終了後3カ月以内に、先ほどの貸借対照表ですとか、あとは収支の計算書ですとか、そういったものの報告と、それからこちらの書類につきましては、利害関係者とか信者とか、そういった方への公開に付すという形になっております。それから、行政庁のほうでのチェックも入るということで、経営状況についてはそちらが監督しているという形になります。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 民間といいますと、やはりその経営状況によってどうなってしまうのかということも、全国的には多々いろいろな問題が起きてきているようですのでお聞きをしました。

お墓の形態については、普通墓所、芝生墓所、また樹木・樹林型合葬式墓地、慰霊碑型合葬墓地などニーズが多様化してきていると考えられます。そこで、市民ニーズに多様化についてはどのように把握をしているのか、また認識をしているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 市民のニーズの多様化につきましては、平成26年第2回議会で黒木議員にもお答えいたしましたとおり、社会全体でも「イエ」に対する意識が希薄化していることから、個人墓や合葬、散骨など、従来では行われなかった埋葬を希望される方がふえてきていると思われまます。ただし、先ほどのお話もありましたとおり、墓地の分譲状況

を見る限り、依然として代々のお墓を希望される方が大部分を占めていると考えられます。

人が墓地を選ぶ傾向は、その方のお墓に対する考え方や、亡くなるまでにできた準備で左右されると思われます。葬儀をせず戒名なし、火葬のみという方も散見されるようになりまして、報道等によれば、火葬後のお墓についても子供に迷惑をかけたくない、後継者がいないなどの理由で合葬を希望される方もふえているようです。

墓地の形態に関するニーズの多様化については、他市等の状況を見ますと、議員さんのおっしゃるように、いわゆる普通墓地以外にも大きく分けても芝生型、樹木・樹林型、合葬型、夫婦型などがありまして、多様化していることは認識しております。ただし、こういった多様化している墓地形式を取り入れている公営霊園は東京都、横浜市、千葉市など大都市が多く、大規模霊園に整備されている傾向があります。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） このところ、私、終活の講座に3回ほど参加してきているのですが、最後に出てくるのは、やはり市営墓地があるといいねということなんです。なぜかといえば、やはり自治体が設置・運営する墓地は安価で信頼度が高いということでしょうか。近隣の土浦市では、市営墓地は4カ所あり、龍ヶ崎市では今アンケートを実施し、それに基づいた霊園基本構想をつくり、整備計画を持っています。市営墓地、合葬墓についての考え方、市営墓地と他の宗教、公益法人による墓地との違いについて伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 地方公共団体が経営する公営墓地は、宗旨・宗派も自由でございまして、安定的な利用ができるとともに、永続性があり安心して利用できます。

宗教法人のメリットとしては、信仰している宗教により、地域に密着しており、法要や供養の際、お寺などとの調整がスムーズになります。ただし、檀家としての寄附やお布施などがおのおの寺院で設定されていることや、墓石のデザインや施工業者等に制約がある場合があります。また、公営霊園や宗教法人以外の民間霊園では、宗教の有無を問わず、施設が充実していたり、バリアフリーとなっていたり、生前墓の設置ができたりとサービスが充実している場合もあり、最近では民間霊園のニーズが高まっており、公営霊園との値段的な格差がなくなっているのが現状となっております。

合葬墓、樹木・樹林型、慰霊碑型等につきましては、公営、民営霊園問わず、大規模霊園の中に設置されることが多く、一般的な合葬は骨つぼからお骨を取り出して直接埋葬することから、一度埋葬するとお骨を取り出せないことになってしまうのが一般的でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 厚労省の指針によりますと、墓地経営主体についての考え方について、市町村の原則というところがありまして、これは平成12年に示された、当時の厚生省生活衛生局長の墓地管理の指針というのが出されておりました、墓地に関する指導監督事務を行う際のガイドラインとなっているわけです。墓地埋葬法という法律がありますけれども、法による墓地経営の許可は、その後の墓地経営が適切に行われるか否かを決定づけるといっても過言ではないなどの重要な意味を持っている。そして、これに見合う権限も許可権者に与えられているとあり、墓地は公共の利益との調整が必要な施設であり、土地の所有者や利用者を有するからといって、誰でも自由に設置できるという性格のものではない。そして、墓地経営主体は、市町村の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても、宗教法人または公益法人等に限られることというふうにあります、私はこのところが初めて知ったわけですが、地方公共団体が行うのがその望ましいという理由については、墓地についてはその公共性、公益性に鑑み、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられると。将来にわたって安定的な、破綻の可能性がない運営を行うことができ、住民がより安心して利用できることである。宗教法人や公益法人も、非営利性の面では墓地経営の主体としての適格性は認められるが、永続性の面では地方公共団体のほうがより適格性が高いと考えられる。というふうにうたわれております。この厚生省の指針による墓地経営主体についての考え方について、どのように認識されているか伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

御質問の厚生省の指針では、墓地の基本的な考え方として、永続性、非営利性が求められており、この理念に沿った安定的な経営が、利用者が安心して利用できる環境を提供できるとしています。指針では、墓地経営者は利用を尊重する高い倫理性を求められ、これは墓地の経営が「ついの住みか」として平穩に行われることを念頭としたものでございます。

また、墓地経営者には、公的サービスの提供者として、利用者の要望に責任をもって応えられる高い倫理性が重要であることから、指針では地方公共団体の経営が原則となっています。宗教法人や公益法人での墓地の経営には、先ほどの永続性、非営利性に適さないこともあり、他の事業を並行して実施する場合があることから、法律に基づく経営状況に関する帳簿など関係書類の掲示や立入調査などがあり、これらも全て墓地使用者の保護の観点から実施されるものです。

まず、指針のほうなんです、平成12年に厚生労働省のほうから出ました指針につきましては、大前提として利用者に対する安定的な供給というのが出てきます。安定的な供給については、今のその地域の事情を勘案して、市長が決定するということになりますので、墓地事情

として、例えば余剰があるような場合とか、そういったものも勘案できるような内容になっています。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） では、その牛久での今後の計画についての考えについて、また市民ニーズを把握するためのアンケートなどをとる考えとかあるかどうかについて伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

当市の今後の計画及びアンケートについてであります。さきにお答えしたとおり、現在の市内の墓地の供給状況を考えますと、墓地については需要が充足されていると考えられること、現段階では市営墓地を含めて御意見、御要望が市に寄せられていない現状であることから、市営墓地に関する計画策定は現在のところ予定しておりません。

また、アンケート調査につきましては、今後の要望等、状況により必要と思われる状況となった場合に、実施を含めて検討していきたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） この問題に関して、最後に市長に確認をしておきたいと思いますが、牛久市内の墓地事情については、ただいまのいろいろな御答弁の中で、200カ所以上の墓地があつて2万個のあきがあるということがわかりました。多様なニーズがあることも踏まえても、牛久という地域事情から見れば、市が公営の墓地を設置する考えは持てないということですが、厚労省の指針によれば、設置の基本は地方公共団体であるというふうに示されているわけです。その次に宗教法人、公益法人であるとされていることについて、牛久市としてもその点については認識をしておかなければならないと考えますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今るる説明ございました。そのような指針が示された平成12年度には、墓地霊園が設置される墓地の需要は充足している状況であると思っております。そのような、墓地にはそれぞれの事例に沿った安定的な経営が、市民生活にとって必要なものであると、また公共的な施設であることは十分認識しております。地方公共団体が墓地を設置、経営するには、重要な市民サービスであることは認識しておりますが、現在、先ほどもるる御説明ございました、設置の約200カ所、そしてお墓約2万基となっておりますので、充足していると思っております。霊園、墓地をふやすことによって、墓地経営に大きな影響を与えることも可能性があります。そのことから、現在のところ本市においては公営霊園を設置することに関

しては考えていない状況でございます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 牛久では、そういうことは考えられないということなんですけれども、市営での合葬墓については最低必要ではないかなというふうに思うんですが、それは答弁は結構でございます。今後また考えていきたいと思います。

次に、終活の勧めについてです。

人間、生きていくことに精いっぱい死ぬことまでは考えていられないという方、また、そんなことを考えるより今を精いっぱい生きることを考えたいという方、そういう考え方などさまざまです。しかし、本人の終活は、本人はもとより残された家族にとっても大変重要な役割を持つと考えられます。突然の出来事は、家族に大きな混乱を招きます。昨今では、家族と疎遠になっている場合もあり、例えばお墓を持っていても、それが残された人にわからなくて、無縁墓地に入らざるを得ないケースもあると聞きます。

そうした中で、特にエンディングノートなどは大事な役割があると思われまます。社協のほうで、「わたしの手帳」というエンディングノートの役割を持つ手帳を発行していると聞きましたけれども、発行の目的、活用方法、周知についてお聞きします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問の「わたしの手帳」とは、認知症になったときに適切な介護が受けられるよう、自分のことについて記載しておくメモリアルノートと、自分の死後のために必要事項を記載しておくエンディングノートの2つの要素をあわせ持つものです。

メモリアルノートの要素としましては、自分の好きなことや好きな食べ物、大切な思い出などが記載できるようになっており、エンディングノートの要素としましては、延命治療の希望の有無や遺言書の有無、形見分けや葬儀、お墓についての希望などが記載できるようになっております。認知症になった場合や死の直前などでは、自分の意思を伝えることが困難な状況に陥ることが考えられます。そういった状況を想定して、意思表示ができる段階であらかじめ自分の希望を書きとめておき、いざというときに活用していただく目的で作成しております。

「わたしの手帳」は、昨年地域包括支援センター運営協議会等で意見を求めたのち、12月末から試験的に配布しており、現在までに要支援者、事業対象者を中心に約100部配布をいたしました。今後、修正を加えまして、部数を確保した上で市民に周知・配布をしまいたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） メモリアルノートとエンディングノートの半久版ですね、「わた

しの手帳」、こういう形で作成されております。まだ試験的に配布をしている段階ということで、今後配布対象者はどこまで拡大をするのか、また全戸配布などもしていく考えがあるのかどうかということについてお伺いします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 今後の配布方法といたしましては、ケアマネジャー等に周知して、支援の中で認知症の方や事業対象者、要支援者を中心に配布をするほか、一般市民に関しましては広報誌等で周知をしておりますが、全戸配布ではなく、窓口で希望者に配布する形をとりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、生活困窮者自立支援における牛久市の課題について質問します。

先日の同僚議員の質問にもありましたけれども、子ども家庭課が発行しました29年度のひとり親家庭アンケートの集計結果が出ているということで、いただきました。お子さんの教育に係る経費について負担が大きいと感じているものはありますかということに関して、学校外の教育費であったり、修学旅行費であったり、多くの方がさまざまな教育費に負担感があるということが示されております。また、あなたの世帯では、これまで経済的な理由による料金滞納のために電気・ガス・水道をとめられたことがありましたかという質問に対して、522人のうち47人、9%がライフラインがとまった経験があるということです。それから、あなたの世帯で過去1年間の間に経済的な理由で食料や衣料が買えないことがありましたかという質問に対しては、24.4%がそういう経験があるということ、また衣類が買えなかった経験、これが非常に大きくて、35.2%がそのような経験があるというアンケートの結果が出ております。

私どもは、1月末に鳥取県の倉吉市に生活困窮者自立支援についての取り組みと成果についての視察をいたしました。牛久市でも、生活困窮者自立支援についての取り組みはされておりますが、なかなか難しい面もあると聞いております。倉吉市では、生活困窮者自立支援事業を平成27年に社会福祉協議会に委託をして、2年になるということです。社協では、委託を受けて、安心相談支援センターとともに倉吉くらしの応援団事業というのを立ち上げたということです。

倉吉市は、人口4万7,700人で、人口減少に歯どめがかからないとのことですが、何とこの取り組みの中で、住みよさランキング、安心度4年連続1位だそうです。具体的な紹介とともに、牛久市での取り組みに生かせればという思いで質問をいたします。

倉吉の社協が取り組んだ根拠となるものが、平成28年度社会福祉法人の制度改正、法第2

4条第2項であり、地域における公益的な取り組みの実施に関する責務規定の新設です。そこには、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料または低額な料金で福祉サービスを提供するよう規定しています。ここが非常に大事な点だと思われま。そこで、この社会福祉法人の公益的取り組みについて、制度改革をどのように受けとめているか、その背景についてはどう考えるかお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 社会福祉法人の制度改革による地域における公益的な取り組みの背景につきましては、社会福祉法人は、福祉に対する制度や市場原理では満たさないニーズについても率先して対応していく取り組みを実施することを前提とした法人として、本来補助金や税制優遇を受けているものでございます。そのことから、社会福祉法人の経営努力や優遇措置によって得た原資について、社会や地域での福祉サービスとして還元することが求められていることなどを背景に、社会福祉法人の本旨に基づき、無料または低額な料金により福祉サービスを提供する責務として定められたものと認識してございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 社会環境の変化に伴って、福祉ニーズが多様化し、複雑化してきて、これまでの既存の制度では十分に対応できないことが多くなってきて、例えば生計困難者であったり、独居高齢者、認知症高齢者などに対する支援の必要性が大きく高まってきているのではないのでしょうか。

地域における公益的な取り組みの考え方については、どのように認識されているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 地域における公益的な取り組みの考え方につきましては、厚生労働省が示すとおり、「社会福祉事業または公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること」「日常生活または社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること」「無料または低額な料金であること」が取り組みの基本となり、かつ行政サービスでは行えない部分につきましては、社会福祉法人が本旨に基づき、取り組みを行っていくものと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、実践事例については、牛久でもさまざま取り組みをしてきていることは承知をしておりますけれども、倉吉の視察で学んだことは驚きでもありました。相談事業の取り組みでは、安心相談支援センターが立ち上げられて、自立支援相談支援として、あなただけの支援プランをつくり、あなたに寄り添いながら自立に向けた支援を行います、

またあなたのことだけでなく、あなたの身近な方のことでも御相談くださいというふうに、相談に対しても大変親切、きめ細やかな対応をしております。さらに、住宅確保給付金、家計相談支援、これらは牛久でも行っていることと思います。

食料支援の取り組みについては、市内4カ所でのこども食堂、食料品はもちろんのこと、調理器具、鍋、包丁、まな板、ガスレンジ、電子レンジ、ホットプレートなども相談者に届けています。こども食堂では、募金箱を設置し、何かの役に立ちたいという気持ちを育てるといいます。子供たちの制服のリユースも徹底しています。使われなくなった制服や体操着、実習服、ネクタイやランドセル、辞書などの寄附を受け、必要とする子供たちへ無償で提供する。処分に困っている人と必要な人の橋渡しをする仕組みです。

就労確保の困難さと支援についてですが、ハローワークとの連携はもとより、特筆すべきは就労支援の方法です。相談者を年齢別に分析し、40代が15%、50代が13%、60～64歳代が9%、65歳を超える人が34%と分析をしております。その中で、少しでも働きたい、働ける年齢層に対する支援ですが、リクルートスーツの貸し出しをする、靴下、肌着の支給をする、携帯電話の貸し出しですね、プリペイドで2カ月で3,000円の負担、携帯電話利用料の給付、ヘアカットの給付、ひげそりなども含めて、きちんとした身だしなみを整えて就職活動ができるようにしてあげる、ここまでやっているということです。そうすることによって、やっぱり働くことができるようになって、生活福祉資金などの資金の貸し付けについてもスムーズにできるようになるということです。

今牛久市でも、大変これは厳しいことになっているかと思いますが、当座の生活のための5万円の支給、しかしこれは本当にお金が欲しくて相談に来ていても、返ってくるという保証がなければ貸せないということで、牛久でよく聞くことは、生活保護を受けるということになって手続がとれるということになったら、この福祉資金を貸しますよという条件があるので、なかなか運用が難しいということも聞いておりますけれども、倉吉ではこのように就労支援を積極的に応援することによって、貸し出しもスムーズになって自立へとつながっていくということができる、こういう実践も聞いてまいりました。牛久では、社協にてどのように行っているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市社会福祉協議会の取り組みといたしましては、個人が抱える悩みの解決を図るため、心配事相談や高齢者に関するあんしんホットラインによる総合相談を実施し、生活困窮者に対する自立支援の相談におきましては、食料支援やハローワークなどの関係機関との連携を図りながら、生活困窮者に対する各種支援を実施しているところでございます。

また、独自の事業といたしまして、地域の身近な触れ合いの場である子育てサロンや地域サロン活動や住居等の清掃、生活必需品の買い物、衣類の洗濯や食事の支度等を行うふれあいサービスを行うとともに、成年後見サポートセンターによる判断能力の低下に不安を感じている方、また保護者等に対する成年後見制度や日常生活自立支援に関する相談支援や支援員の養成なども行っているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 牛久の町で、市民の暮らしを応援する助け合いの仕組みをつくることについての考え方について伺いたいと思います。

倉吉では、なぜこのようなことができるのかといいますと、その倉吉の町でそういう仕組みをつくらうということで応援団を立ち上げたわけですが、さまざまな人たちが集まってきて、その応援団の中には、自分が助けられたという思いがある人もそこに今度は加わるようになってきている。非常に多くの市民とその応援団とが密接にかかわり合ってやっていけるという、そういうシステムになってきているようです。その応援団で、あらゆるところに出向いて応援を要請したといいます。JAからは農家の野菜を、即売所で余ったものや捨ててしまう規格外の野菜をもらう。商工会議所、商店等を訪問して協力を要請する。生活用具などは、ホームセンターで提供をしてもらう。市民の中には、困っている人の役に立ちたいという思いを持った人がいる、そういう人と人をつなぐ役割を持つこと。これは制度ではないので、自由にできると言っておりました。市民が一体になって、一緒に暮らそうという発想が、暮らしやすさ4年連続1位につながっていると思われまます。これらの貴重な経験に学んでいく考えはあるかという点についてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市におきまして、市民の暮らしを応援する助け合いの仕組みをつくることにつきましては、現在社会福祉協議会で行っております事業内容及び地域での活動につきまして精査を図りながら、倉吉くらしの応援団が行う食の確保、就職支援、居場所づくり、こども食堂等の活動について、調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 社会福祉協議会の役割についてですが、これまでもさまざまな形で、市民の福祉向上のために取り組んできていることは承知をしております。このたび、倉吉市の社協の取り組みを視察して、これまで困難だった生活困窮者自立支援の取り組みに、一つの光が見えたような感想を持ちました。それは、先ほどもお話しましたように、28年に厚労省より施行された地域における公益的な取り組み、これが2年間の実績をもって示されてい

たことにあります。これが、莫大な費用をかけるのではなくて、費用は29年度の予算要求は57万円でしたね。寄附が寄せられるので、ほとんどゼロ円でできているということです。就労確保の困難さと支援、資金貸し付けの困難さについては、まさに目からうろこでした。牛久の社会福祉協議会については、他市に先駆けて保育園事業なども行ってきているので、大変な事業内容になっていると思います。社会福祉法人である協議会の役割について、どのように考えていくのか伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 社会福祉協議会の役割につきまして、全国社会福祉協議会が示す地域共生社会の現実に向けた指針等を踏まえた当面の課題によりますと、小地域における住民主体による福祉活動の推進と支援、市町村圏域における総合相談、生活支援体制の整備、市町村圏域における取り組み支援、拡充するための複数の市町村域、都道府県域における総合相談、生活支援体制の支援がさらなる社会福祉協議会の事業展開の課題として位置づけされております。

しかしながら、事業展開を進めるためには、社会福祉協議会の体制づくり、職員の育成、人材確保の体制づくり、活動財源の確保なども必要となります。

今後におきましては、指針等を踏まえながら、さまざまな福祉のニーズや地域の課題に対応するため、人材及び財源の確保に努めながら、社会福祉協議会のみならず、市、ほかの社会福祉法人、福祉事業所及び地域との連携を図りながら、地域における公益的な取り組みにつきまして検討いたします。また、牛久においても、職員の待遇改善、そして組織の変更も踏まえて、もっと職員が働ける、そして力をもっと出せる体制づくりまで着手しておりますので、それらの地域において皆さんの力がこれから発揮されることを期待しております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 高齢化社会に向けて、さまざまな問題が出てきておりまして、福祉の向上に向けて、私どもも先進事例などを学びながら提案をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で15番鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時56分休憩

午後3時10分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番利根川英雄君。

[16番利根川英雄君登壇]

○16番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。

通告順に従って質問をいたします。

まずは、牛久駅周辺の活性化の問題。

この問題については、エスカードビルの活性化が一つの問題だとは思いますが。来年度、このビルの活性化に対する基本計画が予算措置されております。この計画に当たっては、やはり一つの重点としてビルの活性化を重点に置かなければならないと思いますが、その観点から市として何が最も重要だと考えるのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、牛久駅の周辺活性化についてでございますが、私のほうからは駐車場問題についてお答えしたいと思います。

周辺の駐車場の状況につきましては、市営駐車場のほか、民間駐車場多数設置されております。当市の現地調査では、駅周辺300メートル以内にある時間貸し駐車場の台数を確認したところ、600台を超える区画数になっております。利用状況から見ますと、長時間にわたり駐車している車両が多く、電車通勤のための利用が多いためと推測されます。

駅周辺を活性化するためには、エスカード牛久ビルを初めとする駅周辺の施設、店舗利用の利便性を向上させることが必要でございます。その対策の一つとして、駐車場を適正に確保することが活性化につながる重要な要因であることと考えております。

駐車場の整備につきましては、駅周辺の施設や店舗の利用を想定した適正な規模や配置を研究し、立体化や他施設との複合なども含め、まちの活性化につながるよう検討してまいります。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 多くの市民の声は、エスカードビルを利用するには、やはり駐車場の問題が大きいという答えであります。以前、ぶどう園踏切のそばの市営駐車場を立体駐車場にと話も聞いたことがあります。しかしながら、今の市長の答弁からいって、雨が降ったらほとんど使えないというような状況だと、やっぱり考えざるを得ないんです。したがって、利用活としては不十分ではないかというふうに思います。まずは、エスカードの活性化を中心としたならば、牛久駅の西口のロータリーに立体駐車場の建設、設置というのが、私は一つ検討する余地があると思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ぶどう園踏切のところに駐車場でございます。今は平面でございますが、かつてあそこに立体駐車場をつくるという計画がございました。基本的に3億から4億という話ございました。ただ、今のあそこの状況としては、月決めの駐車場で恐らく8割、9割方な

のかなという数でございます。やはり、駅周辺にそういう公的な立体駐車場があることは、これからも大変必要になります。やはり、財政とかいろいろ見ながらも、これは勘案しなければいけないということでございます。ただ、やはり活性化に向けたものでは何が必要か、何がこうだということを皆さんとともに話しながら、早急的な活性化に向けた検討をしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） この西口のロータリーの立体駐車場の問題、実は議会では今回初めてなんです、実際に今の部長ではなく、その以前の部長2人にも内々に相談し、提案をしたこともありました。しかし、今はその時期ではないだろうということで、10年ぐらいはたってしまったわけです。まだ、その当時はイズミヤが営業をしておりました。ただ、その当時からイズミヤの撤退という話は出ては消え、出ては消えていた状況でもありました。

今回、来年度の予算でペDESTリアンデッキに屋根をかけるということですが、屋根は上からで、横はどうなるのかよくわからないんですが、あそこの西口のペDESTリアンデッキというのは非常に風が強いんですね。それが上だけだと本当に用を足すことができるかどうかというの、ただ疑問に思うわけでありまして。

立体駐車場を単体でつくるということでは、費用の面がただかかると思います。ならば、この立体駐車場を公共の複合施設とともにつくるということ、そうすることによって国の補助金を受けることができる。例えば、中心市街地活性化法による社会資本整備複合交付金、これは国交省の補助金ですね。この補助金の中に、その施設として利用できるもの、それが書かれております。市街地の整備改善、そして駅前の駐車場というの、この中心市街地のまちづくりの交付金の一つに数えられるとなっております。そして、この中心市街地や、先ほどの社会資本の補助金ですね、これが適用されたら、2分の1国からの補助金が出るというふうに言われております。そしてまた、エスカードビルを中心としたコンパクトシティー、私は余りコンパクトシティーというのは好きではないんですが、集約都市形成支援事業、これにつきましても2分の1国からの補助金がつくと。これらを、私はこの担当でもないで、どこまで補助金がつくかはっきりはしませんが、ただこれらの補助金等を複合施設として考えていけば、全て牛久市が負担しなければできないということではないというふうに思うんですが、この点についてどうなのかお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） ただいま西口ロータリーへの複合施設の建設ということで、利根川議員から御提案がございました。複合施設につきまして、牛久市が持っている西口の整備計画、この中でも西側に立体駐車場とあわせた複合施設というふうなところで、計画の中でうたっているところでございます。それで、現在その駐車場また複合施設につきましては、まだ具

体的な計画等に至っていないところでございます。

30年度、エスカード牛久のほうで基本構想、基本計画、こういったものを策定することで、予算のほうを計上させてございます。その中で、その公共利用的な話が出てまいります。それを受けて、その後駐車場、また複合施設の検討が今後されていくということになると思います。

また、その建設等に当たりましてのその補助金関係、交付金関係、それは十分活用した上で事業のほうに当たっていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 私は、今回この質問をしようと思った一つの問題点は、イズミヤに対する敷金の問題ですね、その中で銀行からお金を借りられるという方向がなかなか見出せないというようなことも言われておりました。なぜかという、今の牛久都市開発株式会社には、現時点では収入の道が考えられないんですね。というのは、中があいていますから家賃が取れない、そしてその中から費用を生み出すということがなかなか難しいということで、銀行としては着実にお金が入るかどうかわからないところにはお金は貸さないとですね。そういった問題からして、このエスカードビルの活性化、私はなるべく早く市が問題を解決するためには、その一つの方策として、4階部分、これ地権者がおりますね、これからこの方から早急にこのフロアを借りると。ざっと計算しますと、1年間で約この賃料は4,000万円弱だと聞きます。ふるさと基金の5,000万円の赤字から考えれば安いもんですね。そして、この牛久市が4階部分を利用するということになれば、当然都市開発にも収入がふえるわけです。

これ例えばですが、ここを教育委員会が移転をし、教育会館とすると。そうすることによって会議室、図書室や学習室、キッズルームや誰でも利用できるサロン、また保育園等もいろいろ利用方法が考えられてくるわけでありまして。そして、駅前に立体駐車場があれば、雨にぬれないで駅からエスカードビルを利用できるということ、そしてこの立体駐車場で月がけの駐車場も当然可能でありましょう。これらの、例えば月がけの立体駐車場の管理運営を牛久都市開発株式会社に委託するということになれば、当然収入も出てきます。そういった計画が早く明らかになれば、今ある留保している約3億円弱ですか、お金を使いながら牛久市が都市開発基金のお金を使ってまで、この敷金の問題を出すことなく、私はこれらのことは銀行でそれらのお金を借入できる可能性も十分考えられると思います。そしてまた、駅前に立体駐車場があれば、新たな出店も可能と考えられます。そして、その建設費用ですね、当然国からの補助金はもらえますが、これから入居する権利者にも、事業者に対して負担してもらえることも考えられるわけでありまして。このように、いろいろ物事を発展的に考えて、いかに牛久都市開発株式会社が収入を得ることができるかという、これをなるべく早く考えることによって、ある程度の敷金問題も解決できるというふうに思いますので、その点についてはどうなのかお尋ねいた

します。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） イズミヤとの交渉において、建設常任委員会のほうにはたしかその資料を渡しておりますけれども、イズミヤのほうからは期限を切ってきて、敷金を早急に返してくれという話ございました。私たちは、それを話す前に、もっと話すことはないのでしょうかという話をしました。ちゃんと媒介の話をしっかりしましょうと、その上でちゃんとこの敷金の問題を、都市開発がしっかりと対応しますという話をしているんですけれども、何せまた敷金を返せの一点張りでございます、その今平行線をたどってございます。

とにかく、あの部分を早く牛久のそういうもののいろいろなこれから対応するためにも、早くそのエスカートを早く牛久市がいろいろなことに使える状況をつくるのが一番なのかなと。そして、一部その敷金を返すことによって、その4億7,000万円ですけれども、そのお金をどうする、その担保をどうするかという話になりまして、やはり銀行等もございました。銀行等もございましたが、やっぱり返済能力のあるものはなかなかという返事ございました。でも、ただその敷金をやらないことには、その譲渡とかいろいろな話をイズミヤはしてくれない、そういう状況でございました。ですから、あのようなそういうフットワークのいいそういう基金がありますので、そういうものを利用することによって、牛久にもそのような担保とりまして、そうすれば牛久にとってもマイナスにはならないかなということで話を進めたいなということで、とにかく金融機関が貸してくれば一番いいんですけれども、でもない場合はどうしたらいいかということも我々想定することも大事なことです。我々の目的は、早くにあそこの再開発を進め、そして、そういう街にするためにはどうしたらいいかということ、より最優先に考えた状況でございます。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 敷金の問題は、今産業建設常任委員会のほうでやっていますので、この問題に余り深く質問はしないんですが、これまでの答弁の中で、牛久市も公共的な施設として利用も考えられるということを言っているわけでありまして。ならば、なるべく早く4階部分、先ほども言いましたけれども、1年間約賃料が4,000万円弱、管理費を入れればもう少しになるとは思いますが、これを借りるということになれば、牛久都市開発株式会社にも収入が得られるわけでありまして。できれば、銀行にしても後ろに市がついているということがはっきりするわけですから、借りられることも十分可能になってくるというふうに思います。ぜひ、これから計画を練るということですから、立体駐車場も含めて何が一番よいか、そして牛久都市開発株式会社にどのような収入をもたらすかというようなことも含めて、ぜひ検討をしていただきたい。この問題につきましてくどくやりましても、結果は、方針というものは出

てこないと思いますので、詳しい話についてはまた次回に譲りたいと思います。

続きまして、抱樸舎の問題であります。

市に寄贈されたと聞きます。実際この抱樸舎が牛久市に寄贈されたということで、私自身、ではどのくらいこの住井宅へ通ったのだろうかという記憶をたどってみました。実は、私が議員になる前から訪ねておりました。最初に訪ねたのが、まだ今の母屋が建つ前ですね、その当時から行っておりました。約40年ぐらい前になるわけですが、抱樸舎には多いときには週に二、三回、少なくとも二月に一度ほどは訪問しておりました。犬田 卯さんの話や、小川芋銭と卯さんのこと、雲魚亭のことや河童の碑の制作者の話、横山大観と小川芋銭のこと、小川芋銭の絵は贋作が多いということなど、その都度オスミさんに聞いたことを調査し、何度か一般質問でも取り上げてまいりました。

また、抱樸舎の文字、これ入り口に入りますと正面に石に彫ってあるわけです。この問題も一般質問で取り上げましたが、この抱樸舎の文字、実はこの書いたのが小川芋銭と聞いております。また、抱樸舎の樸という字ですね、私の通告書には、この樸という字は木へんになっておりますけれども、実は手へんであったというふうな話も聞いております。

そして、記念館の話ですが、実際は住井さんが亡くなる前に、この記念館の話も住井さんとしました。住井さんは、記念館などは必要ないと、みんな、というのは家族ですね、亡くなればそのままにほっておけばよいと、直接聞いておりました。住井さんが亡くなられてから2年ほどたってから、カオルさんから、この家を何でもよいから使ってくれないかと、それが決まれば夫婦2人、即施設に移るからということを経験されました。記念館も含めということで、何でもよいということでありましたが、その中で夫のオスミさんは、記念館を開館してから人が来るのは数年、今はそのような時代ではないと、記念館には反対をされておりました。

そこで私たちは、記念館はどうなのかということを観察してみようと、まずは北海道の小樽の文学館、これは常設ではなくてその都度変わるそうですが、視察したときは小林多喜二の資料が展示をされておりました。しかし、残念ながらお客さんはおりませんでした。次に、旭川の三浦綾子記念文学館、1日平均約100人訪れておりました。また、同じ旭川にある井上靖記念館、1日平均十数人程度。また、古河市にある文学館、永井路子、これはNHKの大河ドラマで北条政子の原作者であります。この展示室、また群馬県伊香保にある徳富蘆花記念館も、1日に数人ほどということでありました。そのことをカオルさんに、記念館運営はなかなか難しいという報告をし、現在に至っているわけでありまして。資料を展示した記念館運営は難しいと思いますが、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

昨年、住井すゑの書斎がある旧宅、あるいは住井すゑがさまざまな人たちと勉強会を行った抱樸舎、そして関連資料等を御遺族より寄附をいただいております。申し上げるまでもなく、夫とともに牛久に移り住んだ住井すゑが、その生涯を閉じるまで執筆活動を行った場所でございます。

今後は、所有者であります住井すゑの御遺族の意向により、寄贈された土地や建物を活用しまして、作家・住井すゑを顕彰するための記念館として、これは財政状況にもよりますが、平成33年の一般公開を目指し、整備を進めてまいりたいと思います。遺品や貴重な資料の整理を初め、記念館としての施設の整備には相当の時間が必要と思われませんが、文化芸術や文化財に関する専門家の意見を取り入れまして、ありし日の住井すゑを思い出させる魅力ある記念館になるよう、公開のあり方を検討していきたいと考えております。

近隣の類似施設の運営状況につきましては、単純平均で1日十数名の入館者と少ない状況にあります。その状況を踏まえまして、運営方針としましては、常設展示のみならず企画展、あるいは地域の文化団体と連携したイベントの開催や情報発信に取り組みまして、市内外からの入館者を確保していきたいと考えております。

また、運営主体につきましても、従来の市直営に限定をすることなく、法人格を持つ団体への委託等も検討し、より地域に密着した施設運営を心がけてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 記念館ということでいろいろ調べてみたんですが、例えば寅さん記念館ですね、これは1日平均750人、いわさきちひろ美術館、これは長野県の安曇野にあるんですが、これも1日平均500人、なぜこのような差があるのかと。ほとんど人が来ないような記念館をつくるということ、これは市の大きな負担となるわけであって、十分検証する必要がありますが、どうも最終的な開館の予定が決まっているようですが、これらの点について、なぜこれほどの差があるのか。先ほど言いました、その三浦綾子記念館ですね、これは三浦綾子が亡くなったときに、全国に募金を要請したそうです。そのときに集まったお金が約2億円、そのお金で記念館をつくり、そして会員制をもっていろいろな催し物をやっているということ、同じ旭川の井上 靖記念館と三浦綾子記念館で10倍以上の差があるということ。特にその三浦綾子のほうは、行政がやっているわけではない。井上 靖記念館のほうは、社会教育委員会が指定管理者で委託をしているというところ。これほどの大きな差が出るのか、やはり一つの大きな検証をしなければならない問題だとも思います。この点について、どのように検証していくのかお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 先般の山本議員の一般質問にもお答えいたしましたけれど

も、この住井すゑ記念館、隣接には河童の碑あるいは雲魚亭であるとか、旧平本宅、あるいは今回のその抱樸舎、住井すゑ邸、また牛久城跡等もございます。牛久を見おろすその高台にありまして、富士を眺める夕日の美しさですとか、牛久沼のその美しさ、そういった環境の中で、ぜひ当時のその偉人たちの活動というか、そういうものに思いをはせる、そういった集客の環境はそろっていると思いますので、ぜひその来館者を飽きさせない運営企画、そういった運営の方法が重要なんだと思います。

議員さんが先ほどおっしゃいました三浦綾子記念館等も、やはり北国という厳しい環境の中にあっても、順調にその集客を伸ばしている、そういった部分も十分に参考にしながら、牛久の立地あるいは環境に合った運営手法、そういったものもぜひ参考に考えていきたい、このように思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 仮に現状のまま記念館オープンをしたら、城中の人たちはどう思うかという問題であります。雲魚亭が公開されたときは、結構観光客訪れました。庭で無断で車をUターンさせたり、庭にあるトイレを無断で使ったりと、苦情が多かったと聞いております。また、道路自体も狭く、すれ違いがやっとなという地域に、記念館はどうなのかというふうに思いますが、この点についてはどう考えているのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 地域の方々には、今回のその抱樸舎の件に関しても、寄附をいただくその件に関しても、快く協力をいただいているところであります。御存じのように、城中地区は生活道路が大変狭隘で、市内外からの集客、来館者多く来てほしい、そういったところと、あと生活環境の悪化というのは相反するものというのは存じております。

ただ、地元の協力なくして、この会館の事業というのはあり得ないと思いますので、その地域の方々の御意向、そういったものを十分踏まえながら、ぜひ検討していきたいと思います。隣接には、その抱樸舎等の隣接に駐車場もぜひ検討していきたい、生活道路に十分、狭隘な生活道路、環境の悪化を招かないように十分配慮をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 前市長と、小坂城址の問題の以前は、そんなに険悪ではなかったので、険悪でないときの話なんです、実は河童の碑の裏に陣屋跡というのがありますね。そこを市のほうで購入されているというふうに思うんですが、この陣屋跡に記念館を新築か移築ということも考えられるのではないかと。そして、かっぱの小径にある駐車場ですね、これの反対側が陣屋跡だというふうに思うんですが、これらの問題についても検討の余地があると思うんですが、ぜひこれは検討していただきたいと思うんですが、この点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） ちょっとこれね、打ち合わせのときに言わなかったもので、準備していないと思うので、結構です。陣屋跡については、池邊市長のときに購入しているはずですから、この点についてはぜひ検討していただきたいと。

それと、記念館としてオープンした場合に注意しなければならない一つの問題が、同和問題です。「橋のない川」の第1部を土浦市民会館で上映したとき、この映画ができたのが今から45年ぐらい前、50年ぐらい前ですかね、上映したときに、この上映に反対する人たちと、この土浦市民会館でいざこざがありました。その後、この同和関係者とは、「橋のない川」第1部の上映をさせない運動をしていたそうであります。その点は、ぜひ注意をしていただきたいというふうに思います。

そしてまた、住井さん自身の思想上の問題は、犬田 卯さんと同等のアナーキスト、無政府主義者でありました。この問題についても、私は住井さんと大分お話はしました。これらについても、やはりどのようにしていくのか。わたしが住井宅を訪ねたときには、母屋と書斎の間の渡り廊下のところに、アナーキストの主張ですか、そういったものが張ってあるのを何度か見たことがあります。

そしてまた、抱樸舎、知らない人は、入り口を入れて右側の母屋が抱樸舎だと思っている方がいるんですけども、その左側の平屋なんですけど、この抱樸舎のほうでよく映画が行われておりました。16ミリのフィルムですが、これもたくさんあります。これもなるべく早く検証して、もしできることならばDVDにして販売するなんていうことも考えられるのではないかと思います。

そしてまた、亡くなったスミオさんの書斎には、小川芋銭の草汁漫画の初版本があるのではないかと。これはスミオさんから直接聞いたんですが、神田の古本屋を歩いているときに見つけて、びっくりして購入したというふうに言っておりました。いろいろな重要なものがあると思います。特に、抱樸舎の後ろの物置みたいなどころには、書籍類、書類がもう山ほどある。見切れないほどほこりをかぶっていましたが、たくさんあります。これらをぜひ検討しながらいくということになると、今市のほうが計画しているオープンまで間に合うかどうかという問題も考えられます。先ほどの陣屋跡の新築か移築か、またこれらの同和の問題や住井さんの思想上の問題等もぜひ検討していただきたいと思います。検討してくださいということで、検討するかどうかお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 私も先週、文化芸術課の職員とともに寄附をいただいた旧住井すゑ邸、あるいは抱樸舎、中に入りまして、一緒にいろいろな残された遺品を確認をさせ

ていただいた、一緒に確認をさせていただきました。担当のほうも、思った以上にさまざまなその遺品、近代日本文学館のほうにほとんどが行っているという形だったので、ちょっと不安でしたが、多くの遺品が残っているというところ、私も驚いたところであります。抱樸舎の中にも、議員さんおっしゃるように、さまざまなその遺品がある。また、書斎につきましても、そのまま生前、つい最近まで執筆活動をしていた姿そのままに、その姿が残されておりまして、またそのビデオフィルム関係ですね、そういったものも残されていたというところがあります。非常に貴重なものですので、御遺族の意向を十分踏まえながら、あとはその実際に住井すゑと一緒に親交があったその議員さんのほうからもいろいろ情報をいただきながら、より記念館の整備そして運営に向けて進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 住井さんの「橋のない川」は、約850万、全部出ていますね、1部から7部まで。この中に、全部読んだ方はどのぐらいおられますでしょうか。題名しか見たことがないという人もかなりいるのではないかと思います。また、市のほうで記念館をやっていくに当たって、「橋のない川」という小説はどういうものだったのか、ぜひこれは職員の必読書にしてもらったと思います。また、今「橋のない川」、映画、これ無料でユーチューブで見られるんですね。ですから、これもぜひその映画を見ていただければと。

また、小川芋銭の河童の碑、これ誰が建てたのかということ、これは詳しくわかっておりませんが、これは私も議会の一般質問で取り上げましたけれども、これもぜひ河童の碑がどうしてつくられたのか、一番最初に発案したのは犬田 卯さんなんですよ。そこからいろいろといったわけで、これもぜひ調べて、それと雲魚亭、これは私も議会で何回か一般質問やりました。住井さんに大きく叱られて、雲魚亭ではないと、魚雲亭だと。この問題につきましても、ぜひ記念館つくるに当たって調査研究もしていただきたいということをお願いしたいと思っております。

続きまして、SNSにより市民要求実現についてであります。

毎議会ごと、道路にかかわる示談の報告があります。その対処を議会運営委員会等で指摘してきましたが、一向に変わっていないというのが現状であります。先日の全協では、道路の維持管理における情報収集体制について報告され、その一つにスマートフォンによるアプリによる投稿を検討するというふうにありました。私が少し調べたところ、全国の自治体で、これ47の自治体だそうですが、導入されているのがフィックス・マイ・ストリート・ジャパン、このソフトは市民が地域の問題を自治体にスマートフォンで撮影をしたりレポートして、問題について投稿をするというものであります。不法投棄や道路の欠損など、地図や映像つきで投稿できるものであります。先日の全員協議会で言われたスマートフォン投稿アプリの導入の可否

を検討してまいりますとありますが、どのようなものなのかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） SNSによる市民要求の把握について、これに対してお答え申し上げます。

SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスやアプリなどの情報ツールを利用した市民要求の把握についてであります。道路破損箇所などにおける事故を未然に防止するための情報収集手段の一つとして、現在スマートフォンの投稿アプリの導入の可否を検討しているところでございます。このアプリにつきましては、企業と自治体が共同で独自開発したものを利用している自治体、それと企業が開発した既存のアプリを利用している自治体とに分かれている状況でございます。

これらを導入している先進自治体への聞き取り調査を行ったところ、いずれの自治体も登録件数や投稿件数が伸び悩んでいるというふうに向っております。また、導入費用に関する既存のアプリの開発企業への聞き取りでは、人口規模により費用が算出されるとのことであり、当市の規模では、年間約60万円弱の費用がかかるとのことであります。この投稿アプリにつきましては、その種類によっても提供されるサービスは異なると思われませんが、道路破損箇所などの情報収集手段としての機能のほか、投稿内容について利用者間で情報共有することも可能であり、今後さまざまな用途への活用が考えられます。

昨年、同種のアプリの運用を開始した守谷市の市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんふお）」は、道路破損箇所などの情報収集はもちろん、市政情報の発信、市内のお気に入りスポットの投稿、不要になったものを譲り合う「リサイクル伝言版」などの機能を有しております。行政による一方的な情報発信にとまらない、市民との情報共有や広聴にも活用できるサービスとして、今後の拡充が見込まれております。

当市の情報発信においても、このような先進的なサービスは、市政情報を単に発信するのではなく、より多くの市民に情報接触の機会を提供しまして、市政情報の理解につなげるとともに、市民の御意見や御要望を効果的に集約することからも、注目すべき点は多いと思われれます。

今後の導入につきましては、導入自治体が登録件数・投稿件数が、先ほど述べましたけれども、ともに伸び悩んでいる状況でありますので、このような対話型の情報サービスに対する市民意識やニーズの把握に努めるとともに、費用対効果などについてさらなる調査研究が必要であると考えております。今後も引き続き、導入自治体への聞き取り調査などを行いまして、導入の可否を判断してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） このフィックス・マイ・ストリート・ジャパンのアプリを開いて

みたんですが、牛久には1件投稿があったんですね。ひたち野の地域のほうで街灯をつけてほしいと。ただ、提供者が問題なんですね。何て書いてあったか、酔っぱらい。こういうものを信用できないのはわかります。ただ、これが本当に周知をされて、市民の間で自分の意見が直接市に伝わる、そしてまたこの映像を、画像を写真として撮って送ることができる、そしてまたその情報が市民の間で共有できると、非常に大きな利点もあるわけであって、私が言いましたこのソフトを使うということではなくて、積極的にこのようなソフトを使っていたきたい。

先ほども言いましたけれども、議会ごとに道路の破損による事故の示談のものが、毎議会ごと出てくるんですよ。もう池邊市長のときから、議会運営委員会では指摘をしてきたが、いまだかつて変わらないというのが現状なんです。ですから何らかの形で、毎回言いますように、大きな事故、例えばその死亡事故なりそういったものが起きてからでは遅いんですよ。ですから、ぜひこの点については検討をしていただき、早急な導入をお願いしたいと思います。

続きまして、環境基本計画とメガソーラーの問題についてであります。

昨年の6月議会にも同じ質問、同等の質問をしました。環境基本計画には、良好な自然環境の保全とあります。この間、市内には数多くのメガソーラーが建設をされ、自然が数多くなくなっているのが現状と思います。どの程度なくなっているのか、そしてまた前環境基本計画からどのような計画をもって保全をしてきたのかお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 利根川議員の御質問にお答えいたします。

前の環境基本計画及び総合計画からの緑地減少についてお答えいたします。

環境基本計画は、環境基本法第36条に基づき、地方公共団体の自然的社会的条件に応じた、環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものでございます。本計画は、本市の環境の保全及び創出のための基本的な指針となるもので、平成15年に制定した牛久市の環境を守り育てる条例の理念を踏まえ、平成18年に初めて策定し、平成25年に改定し、平成29年、昨年の6月22日に牛久市環境審議会に本計画の3期目の改定について諮問し、5回にわたる審議を経て、平成30年、ことしの2月5日に牛久市環境審議会から市長へ答申が行われ、審議会より示された計画案に基づき改定をいたしました。

計画の概要としましては、先般市議会議員全員協議会でも御説明したとおり、生活環境、自然環境、地球環境、ごみ対策、放射能対策の各環境項目ごとの取り組みを定めております。計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間で、今後実施計画を作成し、年次報告である環境報告書をもとに毎年環境審議会を開催し、計画目標に対する実施状況の評価を行ってまいります。

御質問の環境基本計画における緑地の状況についてですが、前環境基本計画の緑地・農地の保全・指定状況は、平成22年12月現在で、1,049.18ヘクタール、今回の環境基本計画の緑地・農地の保全・指定状況では、平成30年1月31日現在で1,058.9ヘクタール、9.72ヘクタールの増加となっております。

なお、このデータは、近郊緑地保全区域、生産緑地地区、農振農用地、みどりの保全区、市民の森指定面積と牛久自然観察の森の面積を合算したもので、総合計画策定時の資料に基づいております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 今回の保全の問題ですね、約8年で多少ふえていると。これは、指定をしたからふえたんですよね。緑がなくなったところ自体が減ったというふうになっていないので、実際にはどのぐらいの緑地があってという形では資料は出ていないんでしょうけれども、これ指定すればするほどふえていくわけです。

しかし、その反面メガソーラーがいっぱいふえていくと。今建設されようとしているのが東岡見、第十東宝ランドですね、ここの住宅地の周辺にメガソーラー、そしてまたその反対側、408の反対側のほうにも、伐採をしてメガソーラーを建てようとしていると。そのほかに、各地でメガソーラーが建設されている。しかし、その反面指定した緑地保全がふえている。これは相反することだとは思いますが、残念ながらそのメガソーラー、太陽光パネルの設置については、法的規制がないというのが現状であります。

牛久市としては、何らかの対応をとるには、前回のときも言いましたが、景観条例の改正である程度規制はできるのではないかと思います、その点についてお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 太陽光発電と景観条例のことでございます。

景観条例に基づく他市の事例として、札幌市では景観条例に基づく景観計画において、築造面積が2,000平米を超えるメガソーラー建設に関して、主要な道路などからの見え方に配慮し、緑化や配置の工夫などにより修景を図るとして、柵や管理用建築物等を設ける場合についても、周辺の景観を阻害しないよう設置位置を工夫し、目立たない色彩を施すよう指導されております。

次に、京都市においては、景観条例にてメガソーラー建設に関する基準は設けておりませんが、京都市風致地区条例において、開発等に対して一定規模の緑地を設けるよう指導がされております。

御質問の牛久市の景観条例についてでございますが、景観条例によるメガソーラー建設に関する基準は、この条例の中に設けておりませんが、緑地の確保という観点からしては、「牛久

市みどりと自然のまちづくり条例」により、敷地面積が500平米以上の開発等に対して、一定規模の緑地を設けるよう指導しているところであります。平成26年度3件、平成27年度1件、平成28年度2件、平成29年度2件、合計で8件の太陽光発電施設の建設に対して緑地の設置を指導し、現地にて対応していただいているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 今札幌の例が出ましたが、札幌では緑の保全と創出に関する条例というものを制定して、市内全域を緑保全地域として指定をしております。そして、メガソーラーの建設に当たっては協力要請をしております。例えば、今部長のほうからは2,000というふうに言われたんですが、私の資料では1,000平米というふうになっているんですが、この辺のところは多少違って、どちらにしても規制がかかっているわけですから、協力要請ですね、例えばその里山地域では、太陽光パネルを工作物として、その4割を緑地として残すように求めております。例えば、3,000平米の土地にメガソーラーを建てようとするれば、1,200平米は緑地として残さなければならないと。ところが、牛久にはそういう方向がないので、真っ平らにばっとメガソーラーが建設されているわけです。そしてまた、この樹木についても、札幌市のほうではこのような樹木がいいのではないかというふうな提案もされております。そしてまた、フェンスや垣根ですね、今はそのフェンスがありますけれども、フェンスの周りには何もないですね。このフェンスの周りにはツタ類などを利用したりできるのではないかと。そして、この設置者が必要に応じて樹木の管理等をしなければならない、してほしいという、これ法的規制がありませんから条例で要求をしているんですが、このような形でしていかないと、ますます山が切られ、木が切られ、メガソーラーばかりがふえていくと。

今計画がされているのが、鎌倉街道の中央、二中のところにある信号の手前ですね、200～300メートル手前ですか、あそこから桂川までの地域、広大な地域のメガソーラーの計画もあるようであります。真っ平らになって何もなくなってしまいます、あそこのところ。そういった問題も含めれば、こういう景観条例に基づいて、規制はできないのはわかっております、しかし少しでも景観を守るという、自然を守るということ、緑を守るという観点から、業者にお願いをし、協力を得るという方向にしていく。例えば、1社だけでも協力してもらえれば、その後はそれなりに協力をしてくる会社も多いと思います、事業所も多いと思います。その点で、なるべく早くこのような景観条例の改正によって、札幌であるような条例をつくっていくべきと思うんですが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問にお答えをいたします。

県条例におきまして、50キロワット以上の太陽光発電の設置につきましては、県のガイド

ラインに基づきまして、牛久市の建築住宅課のほうで事業者と調整、協議を行って、事業概要書の提出というふうなところで求めて提出をいただいております。この50キロ以上の事業に当たりましては、施工に当たって配慮すべき事項、生活環境への配慮の中で、騒音だとか除草、緩衝帯の設置、また景観の配慮に対してはフェンスや植栽などの対策、また防災面での配慮等もこの中では協議のほうをして、事業者の実施内容として御提出をいただいているところでございます。

ただ、利根川議員がおっしゃるように、法的に太陽光を設置を規制するというふうなものはございませんし、協力していただいた中での事業を進めていくというふうな内容になるかと思えます。

御質問の景観条例の改正等についてのお話でございます。現在、先ほどもお話ししましたように、緑化に関する条例、これは500平米以上でございますけれども、それで太陽光の設置につきましても緑化計画等を出していただくようなことになっております。これらの運用を進めるとともに、景観条例によるメガソーラー建設に関する基準について、現状の問題点などを整理しながら、緑地の配置、周辺地域との調和された町並みが形成されるよう、緑化・景観等さまざまな観点から検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 総合計画に基づいた生物多様性を尊重しつつ、後世によりよい環境やより多くの緑を引き継ぐためにも、ぜひ積極的な条例改正をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で16番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午後4時10分散会